

大気汚染防止法に基づく
石綿飛散防止手続き・作業マニュアル
(Ver. 2)

沖縄県

令和7年2月

目 次

1.	用語の定義	1
2.	それぞれの責務	3
3.	全体の概略	5
4.	石綿有無の事前調査	7
5.	事前調査に関する記録	10
6.	発注者への事前調査結果説明（自主施工の場合は記録作成）	12
7.	保健所等への事前調査結果の報告	14
8.	特定粉じん排出等作業計画の作成	16
9.	保健所等への特定粉じん排出等作業実施届出	18
10.	下請負人への説明等	20
11.	記録の備え付けと事前調査結果等の掲示	21
12.	作業基準	23
13.	実施状況の記録	30
14.	作業結果の記録及び発注者への完了報告（自主施工の場合は記録作成）	31
参考	写真記録のポイント	34
作例 1	解体等工事に係る事前調査結果説明書面	36
作例 2～3	事前調査結果及びその根拠	38
作例 4～9	作業方法説明書	40
作例10	建築物等の配置図及び付近の状況図	46
作例11	工程表	47
作例12	事前調査結果報告書	48
作例13～14	建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	50
作例15～16	特定粉じん排出等作業実施届出書	52
作例17～21	養生平面図・断面図	54
作例22	集じん・排気装置設置台数計算書	59
作例23	石綿濃度測定計画	60
参考	石綿濃度測定について	61
作例24	特定粉じん排出等作業完了報告書	62
参考	記録・説明・計画・備え付け書類の早見表	63
15.	報告・届出先及び問い合わせ窓口一覧	64

1. 用語の定義

□法

大気汚染防止法

□施行令

大気汚染防止法施行令

□施行規則

大気汚染防止法施行規則

□建築物等

建築物その他の工作物

□解体等工事

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を行う建設工事

□特定粉じん

石綿

□特定建築材料

石綿を含有する全ての建築材料

□特定粉じん排出等作業

特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となる作業

□特定工事

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

□届出対象特定工事

特定工事のうち、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの

□事前調査

解体等工事が特定工事に該当するか否かを確認するための調査

☐発注者

解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外の者

☐自主施工者

解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者で、解体等工事を業として行う者を除く

☐元請業者

発注者から直接解体等工事を請け負った者

☐下請負人

特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。）
を元請業者から請け負った者（数次の請負契約の場合は、後次の全ての請負人を含む。）

☐マニュアル

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月（令和6年2月改正））

2. それぞれの責務

(1) 発注者

内容	根拠法令	参照
事前調査に要する適正な費用負担及び調査への協力	法第18条の15第2項	-
元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他請負契約に関する事項について作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する	法第18条の16第1項	-
届出対象特定工事を行う場合は、法に基づく特定粉じん排出作業実施届出を行う（届出先は、P64 を参照）	法第18条の17第1項	P18-19
災害その他非常の事態の発生により届出対象特定工事を緊急に行う必要がある場合は、速やかに法に基づく特定粉じん排出作業実施届出を行う	法第18条の17第2項	-

(2) 元請業者

内容	根拠法令	参照
事前調査の実施及び発注者への説明	法第18条の15第1項	P7-9 P12-13
事前調査の記録及び保存	法第18条の15第3項	P10-11
事前調査記録の写しの解体等工事現場への備え付け及び調査結果等の掲示	法第18条の15第5項	P21-22
法に基づく事前調査結果の報告（報告先は、P64 を参照）	法第18条の15第6項	P14-15
下請負人に対し、施工方法、工期、工事費その他請負契約に関する事項について作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する	法第18条の16第2項	-
下請負人に対し特定粉じん排出等作業の方法等を説明する	法第18条の16第3項	P20
届出対象特定工事を行う場合は、特定粉じん排出等作業の種類に応じて定められた方法で行う	法第18条の19	P23-29
特定粉じん排出等作業に係る作業基準の遵守義務	法第18条の20	P23
各下請負人が作成した特定粉じん排出等作業実施状況に係る記録により作業計画に基づき適切に行われていることを確認する	施行規則第16条の4第4号	P23, 30
特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めが完了したことの確認を必要な知識を有する者に行わせる	施行規則第16条の4第5号	P24
特定粉じん排出等作業を適切に行うよう施工の分担関係に応じて、各下請負人への指導に努める	法第18条の22	P20

内容	根拠法令	参照
発注者に対し、書面で特定粉じん排出等作業の完了報告及び作業の分担関係に応じた作業の記録・保存	法第18条の23第1項 施行規則第16条の4第3号	P30-35

(3) 下請負人

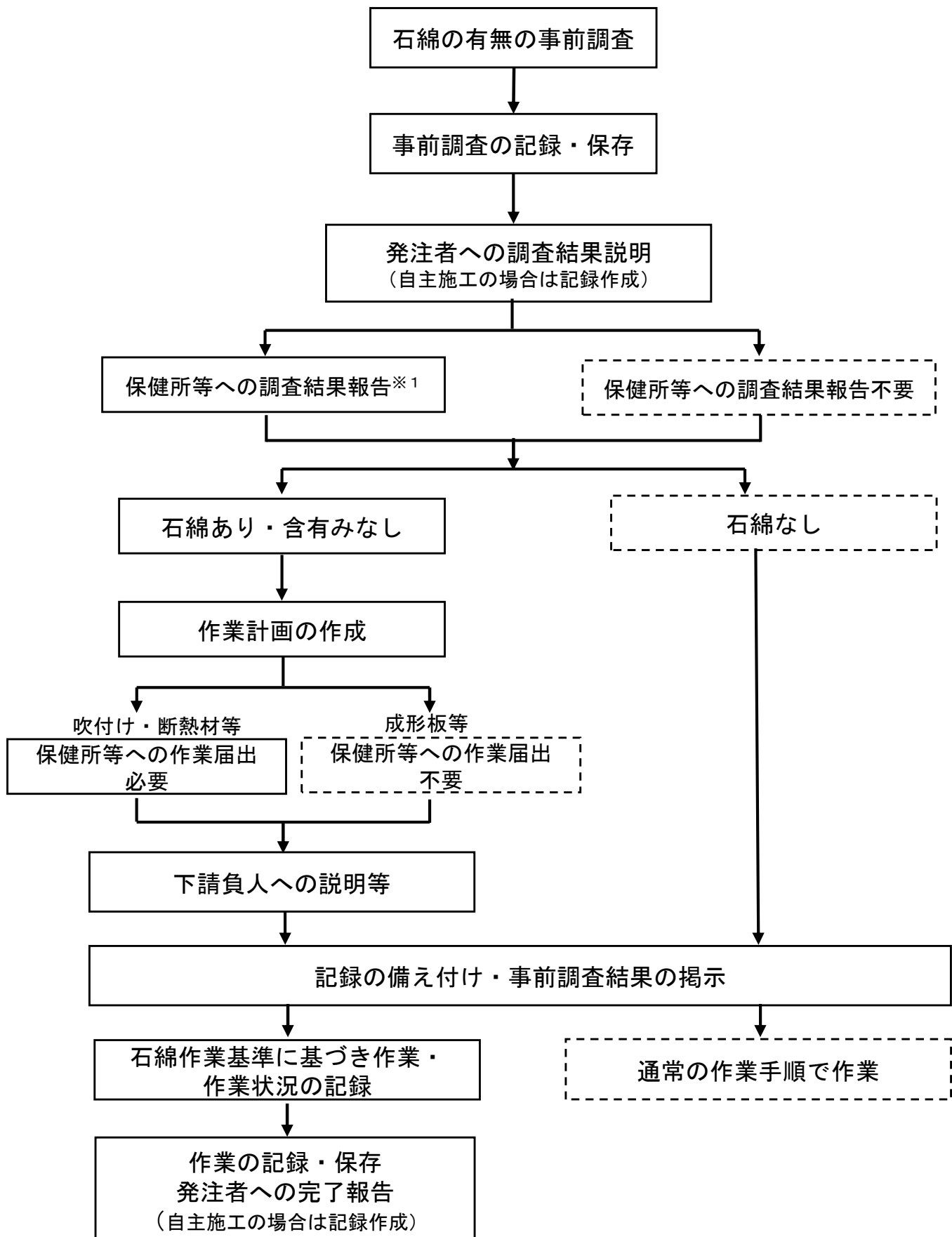
内容	根拠法令	参照
特定粉じん排出等作業に係る作業基準の遵守義務	法第18条の20	P23
孫請負人に対し、施工方法、工期、工事費その他請負契約に関する事項について作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する	法第18条の16第2項	-
孫請負人に対し特定粉じん排出等作業の方法等を説明する	法第18条の16第3項	P20
届出対象特定工事において、特定粉じん排出等作業の種類に応じて定められた方法で行う	法第18条の19	P23-29
特定粉じん排出等作業の分担関係に応じた作業の記録・保存	施行規則第16条の4第3号	P30-35

(4) 自主施工者

内容	根拠法令	参照
事前調査の実施、記録及び保存	法第18条の15第4項	P7-13
事前調査記録の写しの解体工事現場への備え付け及び調査結果等の掲示	法第18条の15第5項	P21-22
法に基づく事前調査結果の報告 (報告先は、P64 を参照)	法第18条の15第6項	P14-15
届出対象特定工事を行う場合は、法に基づく特定粉じん排出作業実施届出を行う(届出先は、P64 を参照)	法第18条の17第1項	P18-19
災害その他非常の事態の発生により届出対象特定工事を緊急に行う必要がある場合は、速やかに法に基づく特定粉じん排出作業実施届出を行う。	法第18条の17第2項	-
届出対象特定工事において、特定粉じん排出等作業の種類に応じて定められた方法で行う	法第18条の19	P23-29
特定粉じん排出等作業に係る作業基準の遵守義務	法第18条の20	P23
特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めが完了したことの確認を行う	施行規則第16条の4第5号	P24
特定粉じん排出等作業の記録・保存	法第18条の23第2項 施行規則第16条の4第3号	P30-35

3. 全体の概略

必要な手続・作業は次のフローチャートのとおりです。それぞれの詳細については対応する解説ページを参照してください。



- ※1 保健所等への報告対象となる解体等工事は次のとおりです。
- ①解体部分の延べ床面積80㎡以上の建築物の解体
 - ②請負代金が合計100万円以上の建築物の改造・補修
 - ③請負代金が合計100万円以上の工作物※²の解体・改造・補修
- ※2 工作物とは、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める次のものをいいます。
- ☐反応槽
 - ☐加熱炉
 - ☐ボイラー及び圧力容器
 - ☐配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
※農業用パイプラインを含み、水道管は含まない。
 - ☐焼却設備
 - ☐煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
 - ☐貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
 - ☐発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
 - ☐変電設備
 - ☐配電設備
 - ☐送電設備（ケーブルを含む。）
 - ☐トンネルの天井板
※鉄道施設（鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法による軌道設備を含む。）は含まない。
 - ☐プラットホームの上家
 - ☐遮音壁
 - ☐軽量盛土保護パネル
 - ☐鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
 - ☐観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）

4. 石綿有無の事前調査

(1) 事前調査対象の工事

- ① 建築物の解体工事
- ② 建築物の改造・補修工事
- ③ 工作物の解体・改造・補修工事

※延床面積・請負代金の合計に関わらず調査が必要です。

(補足)

建築物等の解体等工事に該当しない（事前調査不要）となる作業

□除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外し可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を破損させるおそれのない作業※

※・手作業や電動ドライバー等電動工具により容易に取り外すことが可能

・ボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去、取り外しが可能

□釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。

※電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は事前調査が必要

□既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

□国土交通省、経済産業省、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された工作物の解体・改修等の作業（詳細はマニュアルP90を参照）

(2) 事前調査対象の建材

吹付け石綿、断熱材等、仕上塗材、成形板、その他石綿を含む可能性がある建材。

(3) 事前調査の方法

事前調査では、書面調査及び目視調査が基本的に必須となります。
建築物については、令和5年10月1日以降に着工する工事は資格取得者による調査が義務となっています。また、工作物については、現在有資格者による調査は義務付けられていませんが、有資格者による調査が望ましく、令和8年1月1日以降は有資格者による調査が義務付けられます。

- ① 書面調査 設計図書等で建築物等の設置工事に着手した日の確認
建材の型番・製造年月日を確認
石綿含有建材データベース等を使用して石綿の有無を確認
- ② 目視調査 現場で建材を目視調査し、設計図書と異なる点がないか確認
建築材料に印字されている製品名・製造番号等の確認
- ③ 分析調査 書面・目視調査で確定できない場合は石綿有りとみなすか、
分析により石綿の有無を確認する

※ 以下の建築物等は石綿の使用が禁止されていたことから、設計図書等でこれらに該当することが確認できる場合は、それ以上の調査は不要です。また、この場合有資格者による調査は不要です。

石綿の使用が禁止されていた建築物等

- ☐平成18年9月1日以後に新築工事に着手した建築物等（以下を除く）。
- ☐平成18年9月1日以後に新築工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）であって、平成19年10月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの。
- ☐平成18年9月1日以後に新築工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの。
- ☐平成18年9月1日以後に新築工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成23年3月1日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの。
- ☐平成18年9月1日以後に新築工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成24年3月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの。

- ※ P8「石綿の使用が禁止されていた建築物等」以外は、書面調査のみで石綿使用無しと判断することはできません。
- ※ 検体を採取した者が事前調査を行った者ではありません。書面調査、目視調査を行った上で石綿の使用が疑わしい（石綿の有無を確認する必要がある）建材を判断する者が調査者となります。
- ※ 受注した際に発注者又は別の事業者が事前調査を行っていた場合、元請業者は、その結果を活用することを妨げるものではありませんが、他の者が行った調査結果を確認し、自ら行う工事の範囲で調査漏れの部分がないか、調査が適切な手法で行われているか否かを改めて確認し、調査漏れや調査内容において不明な部分があれば補完のための調査を行う必要があります。

事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者とは、下記の有資格者のことです。

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
 - ② 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
 - ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
 - ④ 令和5年9月30日までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者
- ※①②はいずれも建築物も調査可能だが、大規模建築物又は改修を繰り返している建築物については②が望ましい。
- ※③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。

（４）事前調査をする者

- ① 発注者が工事を外注する場合 → 元請業者
- ② 自主施工の場合 → 自主施工者

- ※調査を元請業者の責任のもと、外部委託することは妨げません。
- ※石綿含有部分の撤去と、非含有部分の解体が別発注の場合、両方の元請業者がそれぞれ調査する必要があります。
- ※改修作業かつ石綿の排出等が著しく少ない場合（床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等）のみ、自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）自らが事前調査を行うことができます。ただし、個人であっても、石綿ありとみなすか、調査者等に調査を行わせることが望ましいです。

（５）事前調査実施の時期

- ① 着工前に調査できる箇所 → 着工前に調査を完了させる
- ② 着工後にしか調査できない箇所 → 調査できる状態になったら直ちに調査する

- ※着工後に調査を開始した箇所については、調査結果が判明するまでは撤去・解体しないでください。

5. 事前調査に関する記録

(1) 対象の工事

- ① 建築物の解体工事
- ② 建築物の改造・補修工事
- ③ 工作物の解体・改造・補修工事

※延床面積・請負代金の合計・石綿の有無に関わらず記録が必要です。

(2) 記録する者

- ① 発注者から契約により請け負う場合 → 元請業者
- ② 自主施工の場合 → 自主施工者

※石綿含有部分の撤去と、非含有部分の解体が別発注の場合、各々の元請業者がそれぞれ記録する必要があります。

(3) 記録の方法

参考様式「解体等工事に係る事前調査説明書面」により記録する（電子データでも構いません）。

(4) 記録の時期

- ① 着工前に調査できる箇所 → 着工前に記録を完了させる
- ② 着工後にしか調査できない箇所 → 調査完了後直ちに記録する

※着工後に調査を開始した箇所については、記録を完了するまで、当該箇所については、撤去・解体しないでください。

(5) 記録事項

P11に詳細記載

※石綿あり・みなし・無しの場合いずれも必要です。

(6) 記録の保存

解体等工事が終了した日から3年間。

記録事項	明らかに石綿非含有と判明した場合※ ¹	左記以外	参照
①解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	P36-37
②解体等工事の場所、名称及び概要	○	○	P36-37
③事前調査を終了した年月日	○	○	P36-37
④事前調査の方法	○	○	P36-37
⑤解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日	○	○	P36-37
⑥解体等工事に係る建築物等の概要、付近の状況図	-	○	P46
⑦解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	-	○	
⑧事前調査者の氏名（及び調査者の資格を証明する登録証等の写し）	-	○	P36-37
⑨分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	-	○	
⑩解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠※ ²	-	○	P38-39

※¹ 設計図書等に記載されている設置年月日等により明らかに石綿非含有と判明した場合は、建築物等の設置の工事着手年月日等を確認することにより、石綿非含有と判明したケースです（P8「石綿の使用が禁止されていた建築物等」を参照）。

※² 分析結果のみでは、分析を行わなかった箇所の建材が把握できないため、十分な根拠資料となりません。このため、調査結果平面図等各部屋の床、壁・巾木、天井等の建材の種類や石綿の有無が確認できる書類、建材メーカーの石綿含有情報、アスベスト含有建材データベース等も記録してください。又、含有とみなした場合にあっては、その旨を記載してください。

6. 発注者への事前調査結果説明 (自主施工の場合は記録作成)

(1) 対象の工事

- ① 建築物の解体工事
- ② 建築物の改造・補修工事
- ③ 工作物の解体・改造・補修工事

※延床面積・請負代金の合計・石綿の有無に関わらず発注者へ説明が必要です
(自主施工の場合は記録)。

(2) 説明(記録)する者

- ① 発注者から契約により請け負う場合 → 元請業者
- ② 自主施工の場合 → 自主施工者

※石綿含有部分の撤去と、非含有部分の解体が別発注の場合、各々の元請業者がそれぞれ説明する必要があります。

(3) 説明(記録)の方法

- ① 発注者から契約により請け負う場合 → 元請業者が発注者に書面で説明
 - ② 自主施工の場合 → 自主施工者が自ら記録を作成する
- ※参考様式の書面により説明(記録)する(書面は電子データでも構いません)。

(4) 説明(記録)の時期

- ① 着工前に調査できる箇所 → 着工前に説明(記録)を完了させる
- ② 着工後にしか調査できない箇所 → 調査完了後直ちに説明(記録)する

※着工後に調査を開始した箇所については、説明(記録)を完了するまで、当該箇所については、撤去・解体しないでください。

(5) 説明（記録）事項

説明（記録）事項	届出 対象 特定 工事	左記以 外の特 定工事	石綿無	参照
①事前調査の結果（特定工事に該当するか否か及び判断根拠）※	○	○	○	P38-39
②事前調査を終了した年月日	○	○	○	P36-37
③事前調査の方法（書面調査、目視調査、分析調査、その他）	○	○	○	P36-37
④事前調査者の氏名及び調査者が必要な資格を有することを明らかにする事項（受講した講習実施機関の名称）	○	○	○	P36-37
⑤建築物等の部分における特定粉じん建築材料の種類並びに使用箇所及び使用面積	○	○	-	P36-37
⑥特定粉じん排出等作業の種類	○	○	-	P36-37
⑦特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	-	P36-37
⑧特定粉じん排出等作業の方法 ・作業方法説明書 ・作業区画平面図等（必要に応じて立面図、集じん・排気装置設置台数計算書等）	○	○	-	P40-45 P54-59
⑨特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法（作業場を負圧隔離にする方法等）により行うものでない時は、その理由	○	-	-	
⑩特定粉じん排出等作業の対象となる敷地内建物等配置図、付近の状況図	○	-	-	P46
⑪特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要（工程表）	○	○	-	P47
⑫特定工事の元請業者（自主施工者）の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	-	P36-37
⑬下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	-	-	P36-37

※ 分析結果のみでは、分析を行わなかった箇所の建材が把握できないため、十分な根拠資料となりません。このため、調査結果平面図等各部屋の床、壁・巾木、天井等の建材の種類や石綿の有無が確認できる書類、建材メーカーの石綿含有情報、アスベスト含有建材データベース等も記録してください。又、含有とみなした場合にあっては、その旨を記載してください。

7. 保健所等への事前調査結果の報告

(1) 対象の工事

- ① 建築物の解体工事のうち、解体部分の延床面積が80㎡以上のもの
- ② 建築物の改造・補修工事のうち、請負代金の合計が100万円以上のもの
- ③ 工作物の解体・改造・補修工事のうち、請負代金の合計が100万円以上のもの

※石綿の有無に関わらず報告が必要です。

※請負代金は、材料費も含めた請負代金の金額をいいます。調査費用は含みませんが、消費税を含みます。

※自主施工の場合は、請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額で考えます。

(2) 報告する者

- ① 発注者から契約により請け負う場合 → 元請業者
- ② 自主施工の場合 → 自主施工者

※石綿含有部分の撤去と、非含有部分の解体が別発注の場合、各々の元請業者がそれぞれ報告する必要があります。

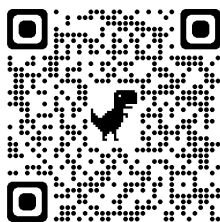
(3) 報告の方法

- ① 石綿事前調査結果報告システムを使用する

【石綿事前調査結果報告システム】



【環境省HP（操作マニュアル等）】



※原則として電子申請により報告してください。

※申請IDの取得に1～2週間程の時間を要する場合もあるので、早めの取得を推奨します。

- ② 書面により行う
ID申請中等の理由により電子申請ができない場合に限り、書面を受け付けます。
様式3の4「事前調査結果報告書」(P48、49)により書面で提出して下さい

(4) 報告先

P64を参照の上、保健所若しくは那覇市へ報告してください。

(5) 報告の時期

- ① 着工前に調査できる箇所 → 調査終了後速やかに行い、遅くとも解体等工事に着手するまでに報告すること
② 着工後にしか調査できない箇所 → 調査完了後速やかに

※着工後に調査を開始した箇所については、報告を完了するまでは、当該箇所については、撤去・解体しないでください。

(6) 注意点

- ① 複数の敷地で行われる工事を1件の報告にまとめることはできません。
事前調査結果の報告の対象判断は1つの契約であればその全体の請負金額で判断するのが原則です。異なる所在地に複数の建築物等が1つの契約で解体等工事が行われる場合は、所在地ごとに適切な請負金額で算定できるのであれば、当該金額で判断することは差し支えありません。ただし、算定根拠がない場合は、事前調査結果報告は各々の建築物等の所在地を所管する保健所に各々に報告する必要があります。
- ② 解体工事において、「躯体解体」と「石綿含有建材撤去作業」を別発注としている場合、「石綿含有建材撤去作業」も解体工事として取り扱い、報告が必要かどうかの基準は延床面積で判断します。「石綿含有撤去作業」のみを受注した場合は、解体工事の一部として行うものなのか確認してください。
また、改造・補修工事の場合は同様に費用総額で判断します。

8. 特定粉じん排出等作業計画の作成

(1) 対象の作業

全ての特定粉じん排出等作業

※延床面積・請負代金に関わらず石綿が含有されている場合（みなしを含む）は、作業計画の作成が必要です。

※作成した作業計画は当該作業を行う全ての作業者に周知されなければいけません。また、作業は作業計画に従って行う必要があります。

(2) 作成する者

- ① 発注者から契約により請け負う場合 → 元請業者
- ② 自主施工の場合 → 自主施工者

(3) 作成する時期

特定粉じん排出等作業の開始前まで

(4) 作業計画の内容

計画事項	ポイント	参照
①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		P36-37
②特定工事の場所		P36-37
③特定粉じん排出等作業の種類		P36-37
④特定粉じん排出等作業の実施の期間		P36-37
⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積		P36-37
⑥特定工事の元請業者（自主施工者）の現場責任者の氏名及び連絡場所		P36-37
⑦下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		P36-37
⑧特定粉じん排出等作業の方法 ・作業方法説明書 ・作業区画平面図等 (必要に応じて立面図、集じん・排気装置設置台数計算書等)	・作業基準を満たすこと ・特定建築材料の使用箇所、使用面積、主要寸法を記載 ・作業場の隔離又は養生の状況、前室、集じん・排気装置の設置場所及び排気口的位置を記載 ・集じん・排気装置設置台数計算を記載	P40-45 P54-59
⑨敷地内建物等配置図、付近の状況図	・敷地内の全ての建築物、工事対象となる建築物の配置位置を記載 ・掲示板設置位置、廃棄物保管場所を記載	P46
⑩特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要（工程表）		P47
⑪石綿濃度測定計画及び測定箇所を示す見取図（実施する場合）		P60
⑫特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法（作業場を負圧隔離にする方法等）により行うものでない時は、その理由		

9. 保健所等への特定粉じん排出等作業実施届出

(1) 対象の工事（届出対象特定工事）

- ① 吹付け石綿の除去・囲い込み・封じ込め
- ② 石綿含有の断熱材・保温材・耐火被覆材の除去・囲い込み・封じ込め

※面積・費用に関わらず届出が必要です。

※②の場合、石綿非含有部分で切断するなど、石綿含有部分に触れずに除去できる場合には届出対象外です（労働基準監督署へ届出が必要な場合があるため、所管の労働基準監督署へお問い合わせください。）。

(2) 届出する者

発注者

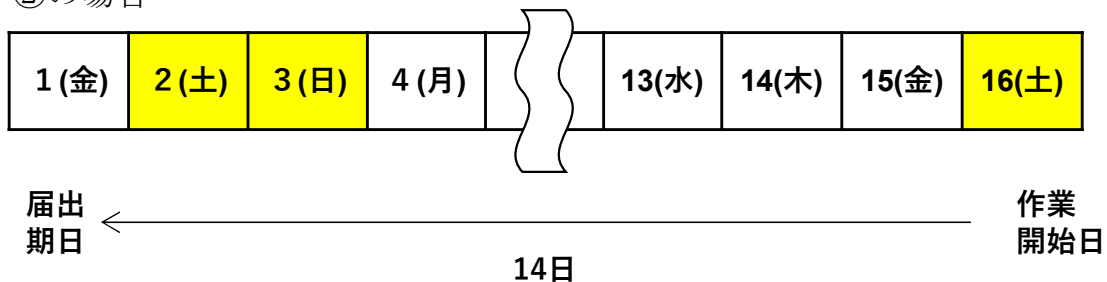
(3) 届出の方法

- ① 様式第3の5「特定粉じん排出等作業実施届出書」（P52、53）を用いて書面で提出
- ② 提出部数 3部

(4) 届出の時期

- ① 作業開始の14日前までに各管轄保健所窓口で受付が必要です。
- ② 作業開始の14日前の日が休日の場合、その前日の平日に届出が必要です。

②の場合



(5) 届出先

P64を参照の上、保健所若しくは那覇市へ届出してください。

(6)届出事項（書類）

届出事項	ポイント	参照
①特定工事の発注者及び元請業者（自主施工者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		P52-53
②特定工事の場所		P52-53
③特定粉じん排出等作業の種類		P52-53
④特定粉じん排出等作業の実施の期間		P52-53
⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積		P52-53
⑥特定工事の元請業者（自主施工者）の現場責任者の氏名及び連絡場所		P52-53
⑦下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		P52-53
⑧特定粉じん排出等作業の方法 ・作業方法説明書 ・作業区画平面図等 （必要に応じて立面図、集じん・排気装置設置台数計算書等）	・作業基準を満たすこと ・特定建築材料の使用箇所、使用面積、主要寸法を記載 ・作業場の隔離又は養生の状況、前室、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記載 ・集じん・排気装置設置台数計算を記載	P40-45 P54-59
⑨敷地内建物等配置図、付近の状況図	・敷地内の全ての建築物、工事対象となる建築物の配置位置を記載 ・掲示板設置位置、廃棄物保管場所を記載	P46
⑩特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要（工程表）		P47
⑪石綿濃度測定計画及び測定箇所を示す平面図（実施する場合）		P60
⑫特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法（作業場を負圧隔離にする方法等）により行うものでない時は、その理由		

10. 下請負人への説明等

(1) 対象の作業

全ての特定粉じん排出等作業

※元請業者は、下請負人に対して特定粉じん排出等作業の方法等を説明し、各下請負人が当該作業を適切に行うよう指導に努める必要があります。

(2) 説明する者

元請業者及び下請負人

(3) 説明の方法

書面による説明が望ましい

(4) 説明事項

説明事項	参照
①特定粉じん排出等作業の種類	P36-37
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	P36-37
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	P36-37
④特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要(工程表)	P47

11. 記録の備え付けと事前調査結果等の掲示

(1) 対象の工事

- ① 建築物の解体工事
- ② 建築物の改造・補修工事
- ③ 工作物の解体・改造・補修工事

※延床面積・請負代金・石綿の有無に関わらず、記録の備え付けと掲示の両方が必要です。

(2) 記録の備え付けと掲示する者

- ① 発注者から契約により請け負う場合 → 元請業者
- ② 自主施工の場合 → 自主施工者

(3) 記録の備え付けの方法

- ① 備え付ける書類
P10「5. 事前調査に関する記録」を参照してください。
当該記録事項をまとめた書面を備え付ける必要があります。
- ② 備え付ける場所 解体等工事現場
- ③ 備え付ける期間 解体等工事期間中常時
(石綿除去作業ではなく工事全体です)

(4) 掲示の方法

- ① 掲示する内容
参考様式「お知らせ看板」(A 3 以上) P50、51参照
- ② 掲示する場所 公衆から見やすい場所(公道に面した敷地境界付近等)
- ③ 掲示する期間 解体等工事期間中常時
(石綿除去作業ではなく工事全体です)
- ④ 掲示する事項

掲示事項	届出対象特定工事	左記以外の特定工事	石綿無
	P51	P51	P50
①事前調査の結果	○	○	○
②解体等工事の元請業者(自主施工者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	○
③事前調査を終了した年月日	○	○	○
④事前調査の方法	○	○	○
⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	○	○	-
⑥特定工事の発注者及び元請業者(自主施工者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	-
⑦特定工事の元請業者(自主施工者)の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	-
⑧特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	-
⑨特定粉じん排出等作業の方法	○	○	-
⑩特定粉じん排出等作業実施届出書の届出年月日及び届出先	○		-

(5) 注意点

- ① 石綿含有部分の撤去と、非含有部分の解体が別発注の場合、各々の元請業者がそれぞれ掲示する必要があります。
- ② 掲示や備え付け書類が無い場合、石綿含有の可能性のある建材の除去作業、廃棄物の搬出作業について停止を求めることがあります。現場に立入した保健所職員から、掲示物や書類の確認を求められたときはいつでも提示できるようにしてください。

12. 作業基準

一 法第18条の14 施行規則第16条の4 関係

- (1) 元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に、特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき特定粉じん排出等作業を行うこと（P16～17参照）。
- (2) 元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に掲示板を設けること（P21～22、P50～51参照）。
- (3) 元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること（P30参照）。
- (4) 元請業者は、各下請負人が作成した記録により特定工事における特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。
- (5) 元請業者又は自主施工者は、特定工事における特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、自主施工者は、建築物等の改造・補修する作業であって、石綿の排出等が著しく少ない場合（床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等）のみ、自ら確認を行うことができる（P24参照）。
- (6) 作業の種類ごとに定められた作業基準に基づき作業を行うこと（P25～29参照）。

12. 作業基準

一除去等が完了したことの確認（取り残しがないことの確認）について

(1) 除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者

- ① 建築物
事前調査者等又は石綿作業主任者（事前調査者等についてはP9 参照）
- ② 工作物
石綿作業主任者

※自主施工者の場合は、建築物等の改造・補修の場合、石綿の排出等が著しく少ない場合（床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等）のみ、自ら確認を行うことができます。ただし、個人であっても、上記の調査者等に行わせることが望ましいです。

(2) 確認方法

- ① 養生の撤去・解体の前に行う。
- ② 元請業者は、取り残しがないことの確認行う者に対し、事前調査結果、作業計画、作業記録、その他伝達事項を提示する。
- ③ 施工上やむを得ず取り切れない範囲や、躯体等の解体開始後でないと石綿の有無が確認できず、除去を行っていない部分がある場合には、取り残しがないことの確認行う者にその旨を確実に伝える。
- ④ 作業場で直接目視で確認する（煙突の断熱材等直接目視できない箇所はCDカメラ等を活用する。）。
- ⑤ 石綿が全て除去されていることを確認する。
- ⑥ 石綿が散乱することなく、清掃が適切に実施されていることを確認する。

12. 作業基準

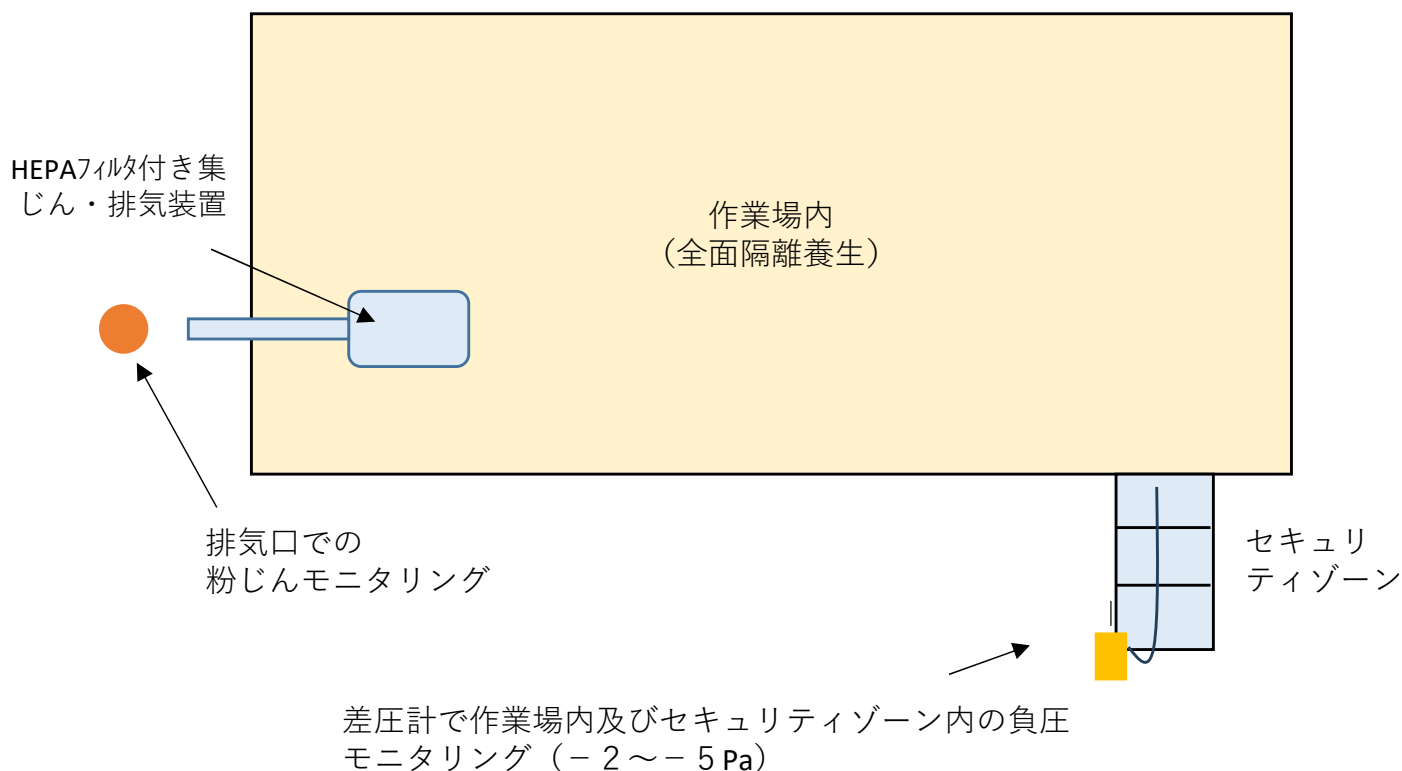
一吹付け石綿・断熱材等を負圧隔離で除去する工法

(1) ポイント

- ① HEPAフィルタ付き集じん・排気装置を用いた負圧隔離養生
- ② セキュリティゾーンを設ける
- ③ 負圧隔離空間内を負圧に保つ ($-2 \sim -5 \text{ Pa}$)
- ④ 集じん機排気口で粉じんのモニタリング
- ⑤ 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ⑥ 除去後、隔離空間内の粉じんを完全に清掃する
- ⑦ 取り残しがないことの確認 (有資格者が行う)
- ⑧ 除去後に粉じん飛散防止処理剤を散布
- ⑨ 養生解体前に1.5時間以上、集じん・排気装置で換気し、排出・飛散のおそれがないことの確認をする
- ⑩ 養生解体前に隔離空間内部の粉じん測定

※詳細な作業方法及び養生平面図等は書類作例 4、17 (P40、54) を参照してください。

(2) 負圧隔離とモニタリングのイメージ



(3) HEPAフィルタ付き集じん・排気装置の必要性能

作業場内の空気を、1時間に4回換気できる能力が必要です。1台で必要な能力が確保できない場合は、複数台の集じん・排気装置を設置してください。

作例22 (P59) 参照

(4) 集じん・排気装置の正常な稼働の確認

① 確認時期

○除去作業の初日

- ・ 除去の開始前
- ・ 除去の開始後速やかに

○除去作業を行う日（毎日）

- ・ 集じん・排気装置の場所を変更したとき
- ・ 集じん・排気装置のフィルターを交換したとき
- ・ その他必要がある場合（作業中に集じん・排気装置にぶつかるなど集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）

② 確認方法

- ・ デジタル粉じん計等で、排気口のダクト内部で10分間測定し、初期濃度から漏えい確認用基準濃度の減衰・安定具合を確認する。又は粉じんが検出されないことを確認
- ・ 異常値の場合は、スモークテスター等で漏えい個所を特定し、再度測定して確認
- ・ 漏えい個所が特定できない場合は当該集じん・排気装置は使用しない

(5) 作業場・セキュリティゾーンが負圧に保たれていることの確認

① 確認時期

○除去作業を行う日（毎日）

- ・ 除去の開始前（除去作業が行われる日は毎日）
- ・ 除去の中断時（休憩・作業中断により作業員が退出する時。各日の作業終了時。）

② 確認方法

- ・ 集じん・排気装置を稼働させた状態で、差圧計による測定を行う（ $-2 \sim -5$ Pa）
- ・ 目視やスモークテスターによる空気の流れ（セキュリティゾーンのシート）を確認する
- ・ 作業場内の養生シートのはらみ具合を確認する
- ・ 異常があった場合は、作業を中止して是正した後作業を再開する

(6) 大気中への排出・飛散の恐れがないことの確認

① 確認時期

飛散防止処理剤を散布した後、場内の清掃を行った上で集じん・排気装置を90分以上稼働し、総繊維数濃度が十分低下したと考えられる時点（養生解体前）

② 確認方法

- ・総繊維数濃度の測定を行い、一般大気環境と同程度の総繊維数濃度（目安：1本/L）になっていることを確認
- ・集じん・排気装置を稼働させた状態で、集じん・排気装置の吸入入口付近において、位相差顕微鏡法（PCM法）又は繊維状粒子自動計測器により計測を行う

使用機器のメンテナンス正しくできていますか？

- デジタル粉じん計は、登録を受けた者（測定機器メーカーなど）による定期的な較正を受けた機器を使用してください（目安は年に1回）。
- 差圧計は精密機器であるため、使用しない場合の保管管理にあたっても取扱説明書に従う必要があります。また、測定機器メーカー等に依頼し定期的な較正を行ってください。

12. 作業基準

ー吹付け石綿・断熱材等をグローブバッグで除去する工法

(1) ポイント

- ① グローブバッグ設置により隔離養生（負圧不要）
 - ② 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
 - ③ 取り残しがないことの確認（有資格者が行う）
 - ④ 除去後に粉じん飛散防止処理剤を散布
 - ⑤ 除去後にHEPAフィルタ付き掃除機により内部を真空にする
- ※詳細な作業方法及び養生平面図等は書類作例 5（P41）を参照してください。

12. 作業基準

ー仕上塗材を電気グラインダー等を使用して除去する工法

(1) ポイント

- ① 隔離養生（負圧不要）
- ② 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ③ 除去後、拭き取り及びHEPAフィルタ付き掃除機により隔離空間内の粉じんを完全に清掃
- ④ 取り残しがないことの確認（有資格者が行う）

※詳細な作業方法及び養生平面図等は書類作例 6、18（P42、55）を参照してください。

12. 作業基準

ー仕上塗材を電気グラインダー等を使用せず除去する工法

(1) ポイント

- ① 作業中に破片や飛沫が飛散する範囲（周囲の床・壁等）を養生する
- ② 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ③ 除去後に除去面・養生面を拭き取りし、作業場周辺の粉じんを完全に清掃する
- ④ 取り残しがないことの確認（有資格者が行う）

※詳細な作業方法及び養生平面図等は書類作例 7、19（P43、56）を参照してください。

(2) 注意点

破片・飛沫の拭き取り清掃が不完全だと、乾燥後に石綿が飛散してしまいます。養生していない箇所に飛沫等が飛散してしまうと、拭き取りが不完全になってしまうので、養生は広めに行ってください。

12. 作業基準

ーケイ酸カルシウム板第一種を除去する工法

(1) ポイント

- ① できる限り切断や破砕等を行わないよう、原則原型のまま取り外す
- ② ①の方法による除去が難しい場合は隔離養生（負圧不要）
- ③ 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ④ 除去後に作業箇所・養生面を拭き取りし、周辺の粉じんを完全に清掃する
- ⑤ 取り残しがないことの確認（有資格者が行う）

※詳細な作業方法及び養生平面図等は書類作例 8、20（P44、57）を参照してください。

(2) 注意点

- ① 「湿潤状態を維持」とは、除去作業中に建材が割れてしまう場合には、割れるときにその箇所に薬液等を噴霧する等を意味し、粉じんを飛散させないことが原則です。
- ② 隔離空間内に粉じんが飛散・滞留している場合は、養生を解体する前に固化剤等の散布が必要です。

12. 作業基準

ーその他の石綿含有成形板等を除去する工法

(1) ポイント

- ① できる限り切断や破砕等を行わないよう、原則原型のまま取り外す
- ② ①の方法による除去が難しい場合は作業中に破片や飛沫が飛散する範囲を養生する（清掃が確実にできるよう、現場に応じた養生を行う）
- ③ 除去中に薬液等による湿潤状態を維持
- ④ 除去後に作業箇所・養生面を拭き取りし、周辺の粉じんを完全に清掃する
- ⑤ 取り残しがないことの確認（有資格者が行う）

※詳細な作業方法及び養生平面図等は書類作例 9、21（P45、58）を参照してください。

(2) 注意点

- ① 「湿潤状態を維持」とは、除去作業中に建材が割れてしまう場合には、割れるときにその箇所に薬液等を噴霧する等を意味し、粉じんを発生させないことが原則です。
- ② 湿潤状態を維持できない場合、隔離養生が必要です。
- ③ 破片・飛沫の拭き取り清掃が不完全だと、乾燥後に石綿が飛散してしまいます。養生していない箇所に飛沫等が飛散してしまうと、拭き取りが不完全になってしまうので、養生は広めに行ってください。
- ④ スレート、床タイル、シーリング、パッキン、接着剤等が含まれます。
- ⑤ 接着剤の除去方法については仕上塗材を参考にしてください。

13. 実施状況の記録

(1) 対象の作業

全ての特定粉じん排出等作業

※延床面積・請負代金に関わらず石綿が含有されている場合（みなしを含む）は、記録が必要です。

※元請業者は、当該記録から作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認する必要があります。

(2) 記録する者

① 発注者から契約により請け負う場合 → 元請業者、下請負人

② 自主施工の場合 → 自主施工者

(3) 記録の方法

① 書面により記録する（書面は電子データでも構いません）。

② 元請業者・下請負人の誰がどの事項を記録するかは、工事の分担関係に応じて決めておきます。

③ 作業が終了するまでの間保存してください。

(4) 記録事項

記録事項
①除去等の完了の確認を行った確認年月日、確認の方法、確認の結果及び確認者の氏名
②除去等の完了の確認を行った者の資格に関する情報

※実施状況に応じて適宜加除してください。

☐ 石綿濃度測定計画及び測定箇所を示す見取図（実施した場合）

☐ 石綿濃度測定の実施状況と結果（実施した場合）

☐ 申し送り事項（異常時の対応、計画と異なる対応を行った場合はその措置内容）



「実施状況の記録」→元請業者・下請負人がそれぞれの作業分担における作業が計画に基づき適切に行われていることを確認するために、実施状況を記録するもの
(記録者：元請業者・下請負人)



「作業結果の記録」→「作業状況の記録」を取りまとめたもの
(記録者：元請業者)

14. 作業結果の記録及び発注者への完了報告 (自主施工の場合は記録作成)

(1) 対象の作業

全ての特定粉じん排出等作業

※延床面積・請負代金に関わらず石綿が含有されている場合（みなしを含む）は、記録及び報告が必要です。

(2) 記録及び報告する者

- ① 発注者から契約により請け負う場合 → 元請業者
- ② 自主施工の場合 → 自主施工者

(3) 記録及び報告の方法

- ① 発注者から契約により請け負う場合 → 元請業者が発注者に報告する。
- ② 自主施工の場合 → 自主施工者自ら記録を作成する。

※参考様式の書面により記録・報告する（書面は電子データでも構いません）。

(4) 記録及び報告の時期

石綿除去作業完了後速やかに

(5) 記録内容

記録内容	参照
①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	P62
②特定工事の元請業者（自主施工者）の現場責任者の氏名及び連絡場所	
③下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
④特定工事の場所	
⑤特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間	
⑥特定粉じん排出等作業の実施状況（状況写真・実施記録） ・除去等の完了の確認を行った確認年月日、確認の方法、確認の結果及び確認者の氏名 ・集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認状況（確認年月日、確認の方法、確認の結果及び確認者の氏名） ・作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認状況（確認年月日、確認の方法、確認の結果及び確認者の氏名） ・隔離養生解体前に、石綿が大気中へ排出等されるおそれがないことの確認状況（確認年月日、確認の方法、確認の結果及び確認者の氏名）	P23 P34 ～ 35
⑦除去等の完了の確認を行った者の資格に関する情報	P24

※作業状況に応じて適宜加除してください。

- ☐ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要（工程表）
- ☐ 石綿濃度測定計画及び測定箇所を示す見取図（実施した場合）
- ☐ 石綿濃度測定の実施状況と結果（実施した場合）
- ☐ 申し送り事項（異常時の対応、計画と異なる対応を行った場合はその措置内容）

(6) 報告内容

報告内容	参照
①特定粉じん排出等作業の概要 ・対象建築物の名称及び所在地 ・元請業者（法人名及び代表者氏名） ・除去等作業を行った者（下請負の場合は下請負人） ・作業の概要	P62
②石綿含有建材の取り残しがないことの確認（自主施工の場合は不要） ・確認年月日 ・確認結果 ・確認者の氏名 ・確認者の資格に関する情報	P62
③特定粉じん排出等作業完了年月日	P62
④申し送り事項 ・異常時の対応 ・計画と異なる対応を行った場合はその措置内容	P62
⑤石綿濃度測定計画及び測定箇所を示す平面図（実施した場合）	P60

(7) 保管の期間

解体等工事終了日から写しを3年間保管する。

参考. 写真記録のポイント（吹付け材・断熱材等）

状況写真・実施記録	ポイント
①お知らせ掲示の設置状況（遠景・近景）	☐ 公衆に見やすい場所に掲示されていることが確認できること ☐ 掲示内容が確認できること
②養生の状況	☐ セキュリティーゾーン（エアシャワー、前室の廃棄袋、HEPAフィルタ付き真空掃除機）、集じん・排気装置の設置状況が確認できること ☐ 全作業範囲で養生していることがわかるよう、アングルを変えた写真が複数あることが望ましい
③集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認状況 作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認状況	☐ デジタル粉じん計の設置状況が確認できること ☐ 正常に稼働していることが確認できること ☐ 作業開始前に行っていること ☐ 数値が鮮明であること ☐ 差圧計の設置状況が確認できること ☐ 差圧計が $-2 \sim -5$ Paになっていること ☐ 除去を行う日は毎日確認していること ☐ 数値が鮮明であること
④飛散抑制剤の散布状況	☐ 使用した薬剤が確認できること（品名等）
⑤石綿含有建材を除去する作業の状況	
⑥清掃中の状況	☐ HEPAフィルタ付き真空掃除機を使用していること
⑦養生解体前に、石綿の取り残しが無いことの確認状況	☐ 全作業範囲で確認していることがわかるよう、アングルを変えた写真が複数あることが望ましい（例：床、残留落綿していないか） ☐ 有資格者が確認を行っていること
⑧飛散防止処理剤の散布状況	☐ 使用した薬剤が確認できること（品名等）
⑨隔離養生解体前に、石綿が大気中へ排出等されるおそれがないことの確認状況	☐ 石綿濃度測定又は繊維状粒子自動計測器で測定していること
⑩清掃後の状況	
⑪梱包・保管の状況	☐ 梱包した廃石綿等を飛散防止処理剤で処理していること
⑫作業場外の石綿濃度測定の実施状況（実施した場合）	

参考. 写真記録のポイント（成形板等）

状況写真・実施記録	ポイント
①お知らせ掲示の設置状況（遠景・近景）	☐ 公衆に見やすい場所に掲示されていることが確認できること ☐ 掲示内容が確認できること
②養生の状況	☐ 全作業範囲で養生していることがわかるよう、アングルを変えた写真が複数あることが望ましい
③湿潤しながら石綿含有建材を除去する作業の状況	☐ 湿潤と除去が同時で行われていること
④清掃中の状況	☐ HEPAフィルタ付き真空掃除機を使用していること
⑤養生解体前に、石綿の取り残しが無いことの確認状況	☐ 全作業範囲で確認していることがわかるよう、アングルを変えた写真が複数あることが望ましい（例：床、入り隅、備え付け家具を開口した写真等） ☐ 有資格者が確認をおこなっていること
⑥清掃後の状況	
⑦梱包・保管状況	☐ 梱包した石綿含有廃棄物をウェス又はHEPAフィルタ付き真空掃除機等で処理していること
⑧作業場外の石綿濃度測定の実施状況（実施した場合）	

作例 1 (1枚目)

2022年9月14日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所 沖縄市美原1丁目6番28号
氏名 中部保健所 所長 中部 保太郎 様

②元請業者 住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
氏名 保健所記入例株式会社 代表取締役 記入 例太郎
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号 098-●●●●-●●●●

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	沖縄市美原1丁目6番28号		
④解体又は改造・補修着手年月日	2022 年 10 月 1 日	延床面積	200 m ²
⑤解体等工事の種類	(解体) 改造・補修	階数	地上3 階建
⑥建築物等の竣工年(新築工事の着工日記載の年を記載する)	昭和55 年		
⑦建築物等の概要	☒ 建築物 (☒ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他 ()) (☐ 木造 ☒ RC造 ☐ S造 ☐ その他 ()) ☐ その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 株式会社石綿記入例 石綿 健司 講習実施機関の名称 沖縄環境機関 (☒ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	2022 年 9 月 1 日		
⑩調査の方法	☒ 書面 ☒ 目視 ☒ 分析 ☐ その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	☒ 石綿有又は石綿みなし有(詳細は別紙1のとおり) ☐ 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であつて、解体等が始まる前に確認できなかった場所	床下	
⑭の事前調査	設置予定年月日	2022 年 10 月 1 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	☐ 要 ☒ 不要 吹付、断熱材・保温材等レベル1, 2建材で石綿有りの場合要とする		

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯ 発注者氏名 中部保健所 所長 中部 保太郎 2022 年 9 月 14 日 発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰ 元請業者氏名 保健所記入例株式会社 代表取締役 記入 例太郎 2022 年 9 月 14 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

作例 1 (2枚目)

別紙 1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

① 特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ☐ 1の項 建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） ☐ 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） ☒ 3の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） ☒ 4の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） ☐ 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 ☐ 6の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
② 特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 2022 年 10 月 5 日 至 2022 年 10 月 31 日
③ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (, m ²) 2 石綿を含有する保温材 (, m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (, m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (, m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (, 157.3 m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (, 197.6 m ²) 詳細は別紙 のとおり
④ 特定粉じん排出等作業の方法	☒ 除去 ☐ 囲い込み ☐ 封じ込め ☐ その他
⑤ 特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	—
⑥ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧ 作業の揭示 設置予定年月日 設置場所	2022 年 10 月 1 日 別紙 のとおり
⑨ 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	保健所記入例株式会社 現場代理人 現場 一郎 電話番号 090-●●●●-●●●●
⑩ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社石綿記入例 現場代理人 石綿 健司 電話番号 080-●●●●-●●●●

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。

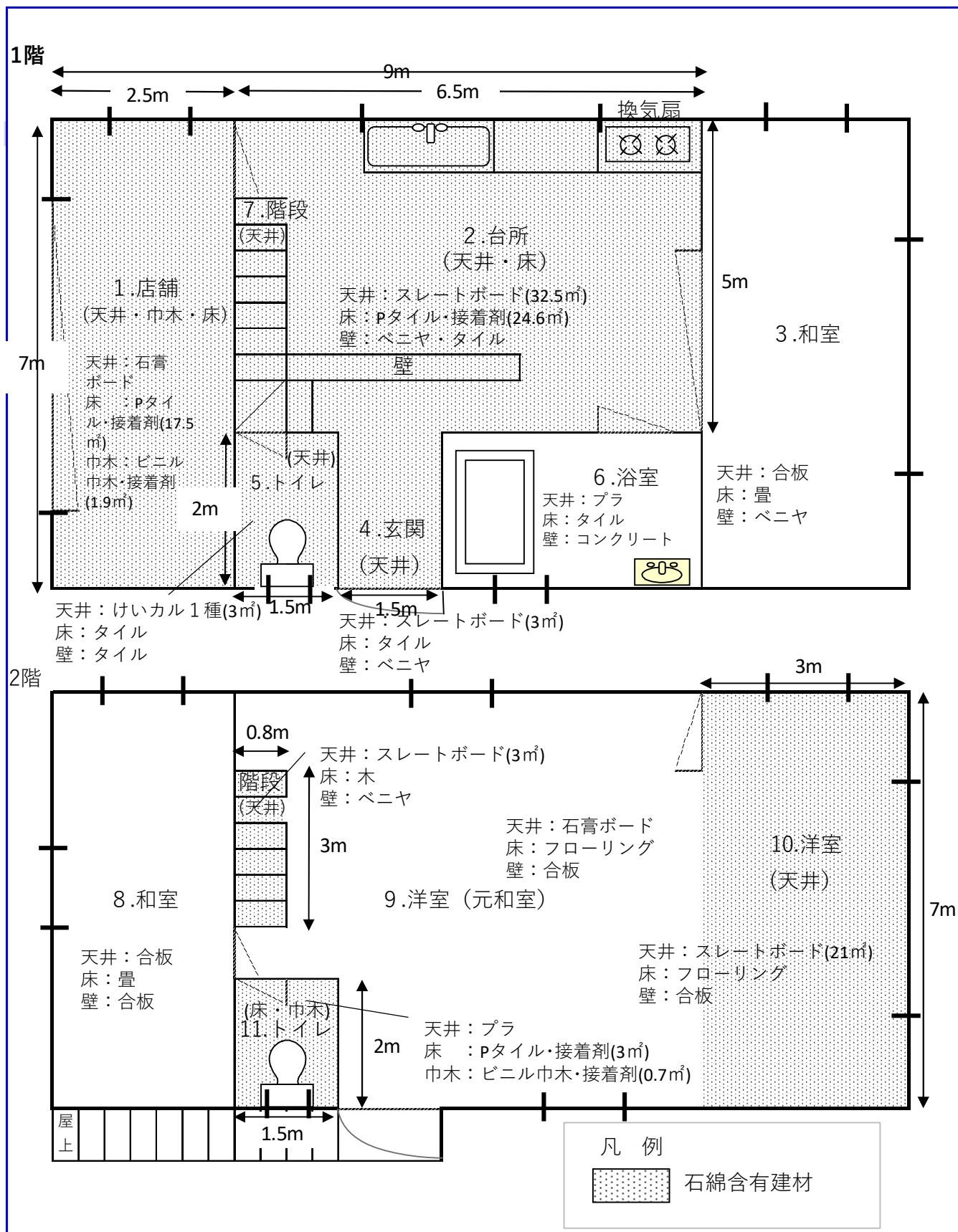
2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

事前調査結果及びその根拠（仕上表）

事例 2

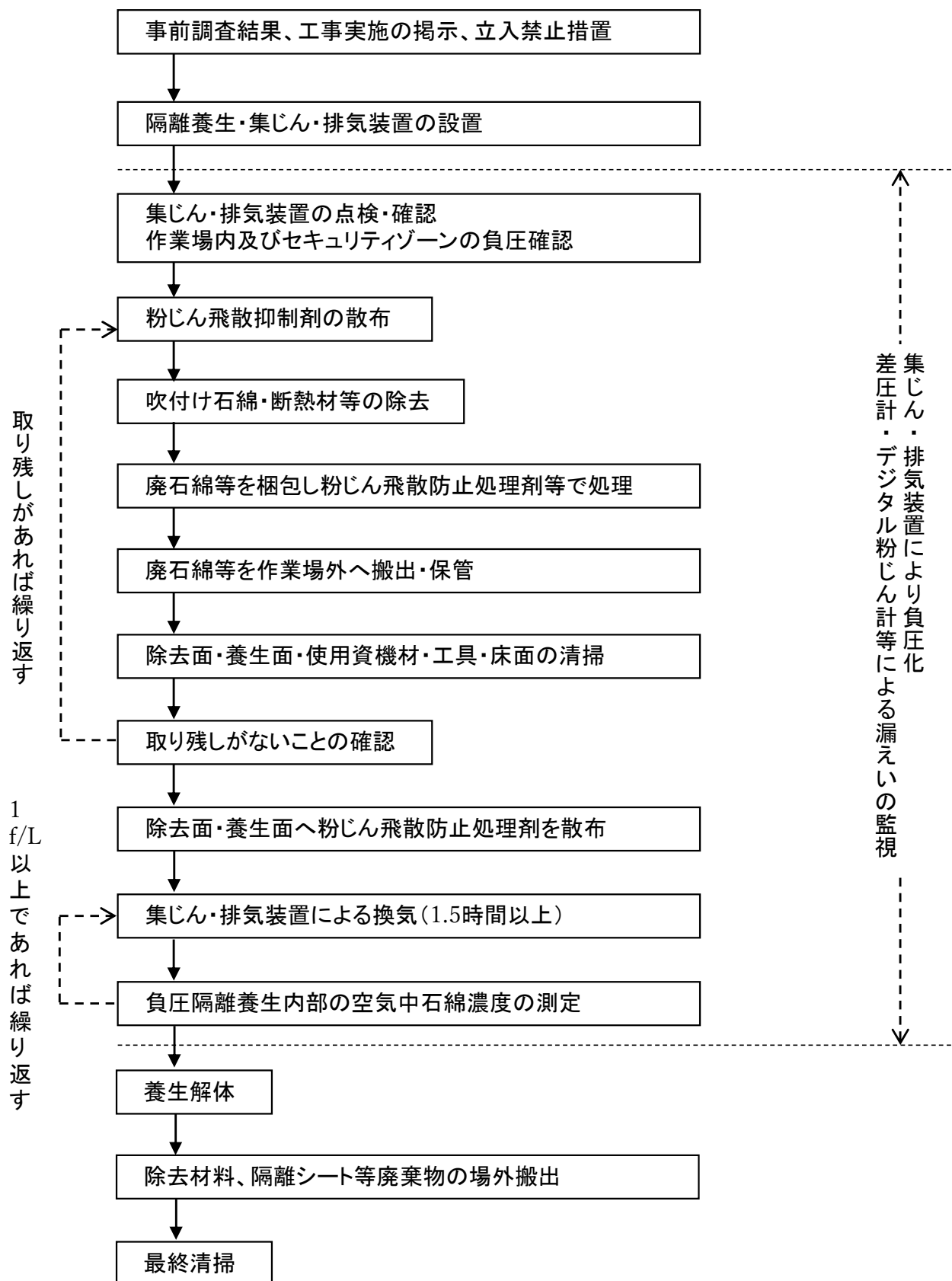
調査結果一覧表													
階	室名	床	面積㎡	判断 根拠	備考	壁・巾木	面積㎡	判断 根拠	備考	天井	面積㎡	判断 根拠	備考
1階	店舗	Pタイル（石綿非含有） 接着剤（石綿含有）	17.5			ビニル巾木（石綿含有） 接着剤（石綿含有）	1.9			石膏ボード		③	
	台所	Pタイル（石綿非含有） 接着剤（石綿含有）	24.6			ベニヤ板・タイル貼り		①		スレートボード	32.5		
	和室	合板下地 タタミ敷		①		ベニヤ板		①		合板		①	
	玄関	タイル貼り		①		ベニヤ板		①		スレートボード	3.0		
	トイレ	タイル貼り		①		タイル貼り		①		けい酸カルシウム 板第1種	3.0		
	浴室	タイル貼り		①		コンクリート		①		プラスチック		①	
2階	階段	木		①		ベニヤ板		①		スレートボード	2.4		
	和室	合板下地 タタミ敷		①		合板		①		合板		①	
	洋室（元和室）	フローリング		①		合板		①		石膏ボード		④	新JISマークによりH24 年以後と判断
	洋室	フローリング		①		合板		①		スレートボード	21.0		
	トイレ	Pタイル（石綿含有） 接着剤（石綿含有）	3.0			ビニル巾木（石綿含有） 接着剤（石綿含有）	0.7			プラスチック		①	
	外壁店舗側(1F・2F)	サイディングボード	30.5			けい酸カルシウム板第1種	7.0						
外部	外壁他3面（1F・2F） 仕上塗材 下地調整材		157.3			けい酸カルシウム板第1種	33.0						
合計			337.4										
非含有判断根拠：①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日													
石綿除去対象を網掛けして示す。													
建材がない場合は「ー」で示す。確認もれと区別するため、空白にはしない。													

外壁店舗側(1F・2F):サイディングボード(30.5㎡) けいカル1種(7㎡)
外壁他3面(1F・2F):仕上塗剤、下地調整剤(157.3㎡) けいカル1種(33㎡)



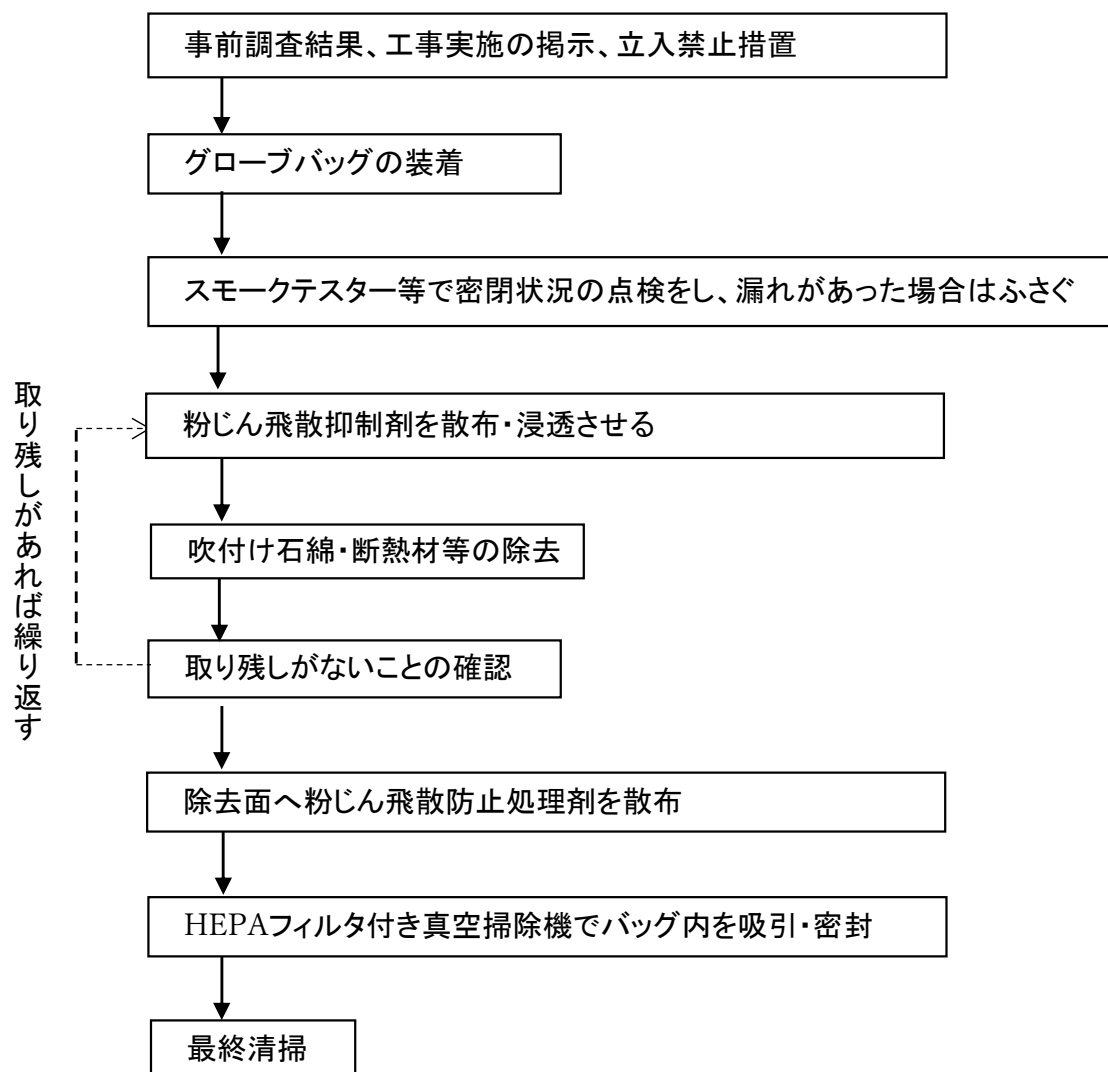
※石綿含有の箇所、使用面積、寸法を記載してください
※天井、床・巾木、壁、外壁等の使用建材を記載してください

一吹付け石綿・断熱材等を負圧隔離で除去する工法



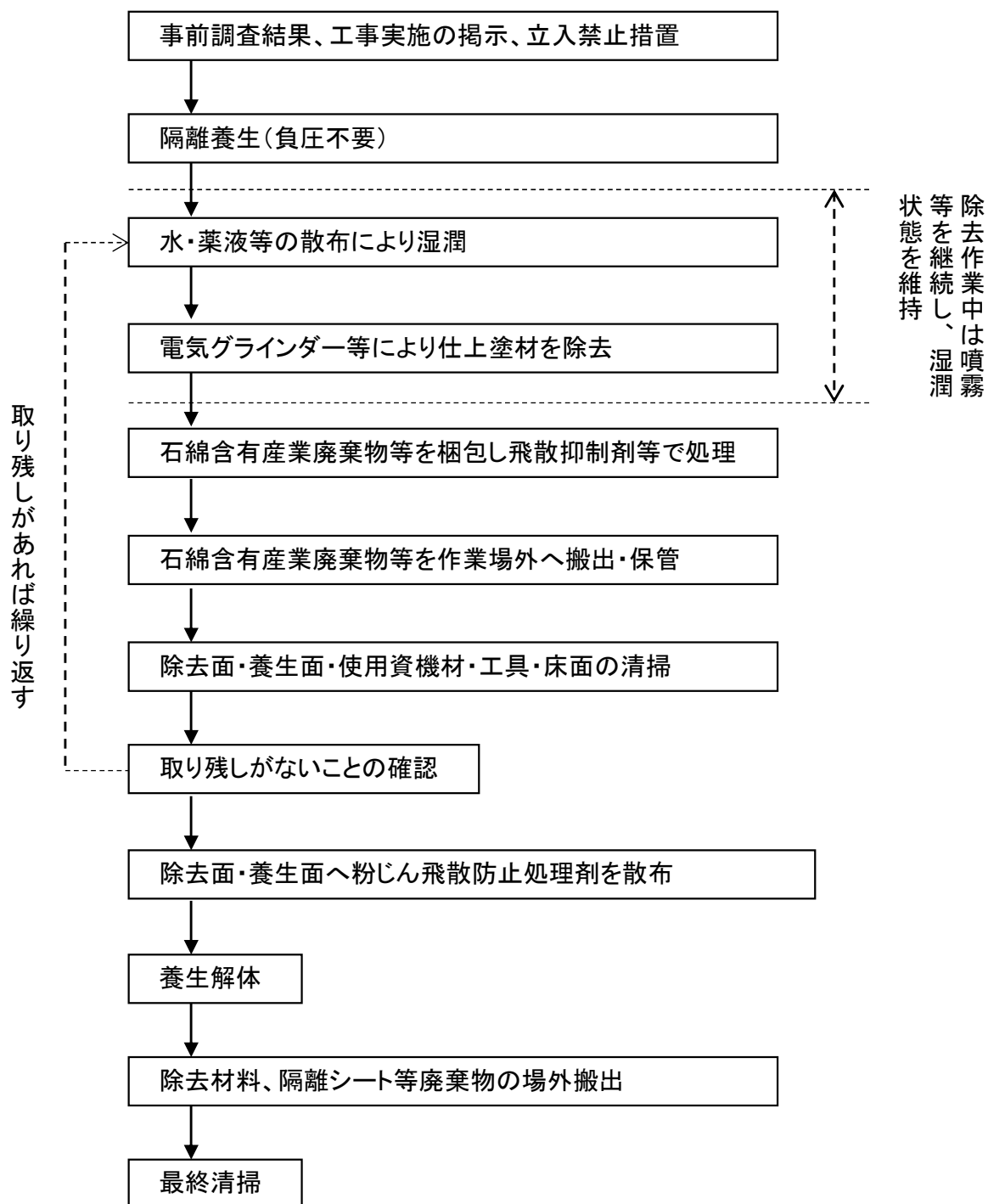
※より詳細な手順はマニュアルP123を参照。

ー吹付け石綿・断熱材等をグローブバッグで除去する工法



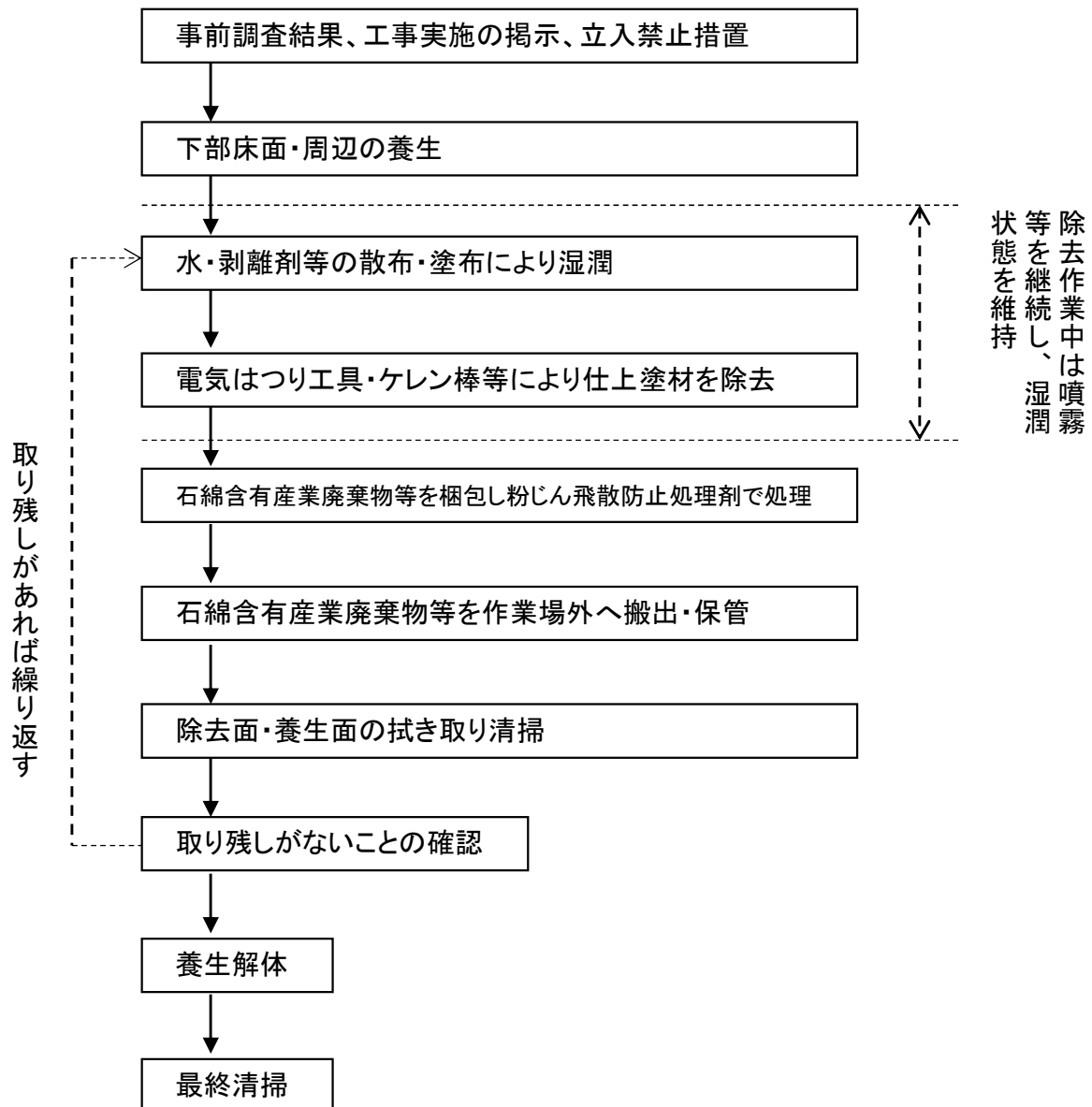
※より詳細な手順はマニュアルP173を参照。

ー仕上塗材を電気グラインダー等を使用して除去する工法



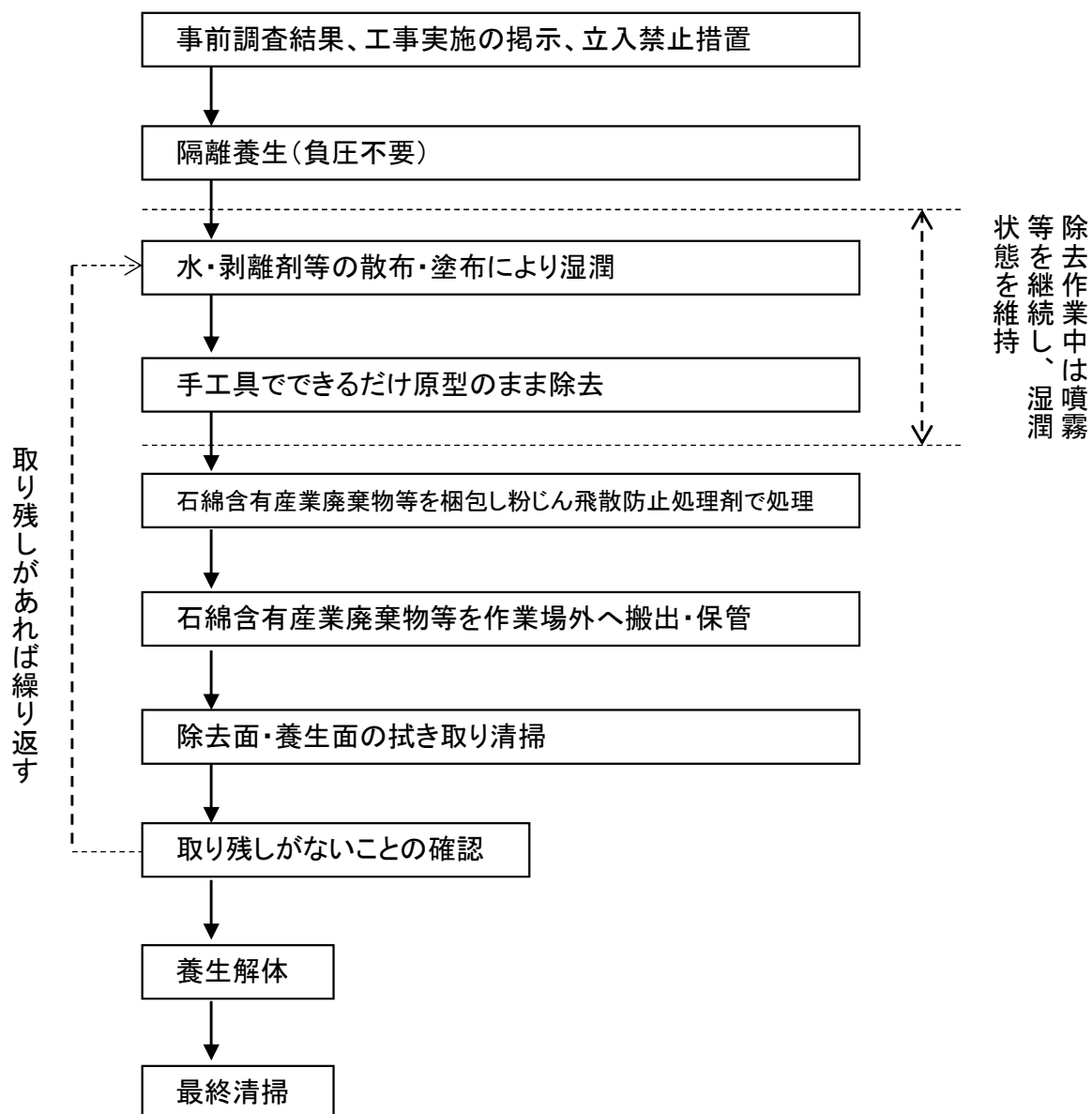
※より詳細な手順はマニュアルP212を参照。

ー仕上塗材を電気グラインダー等を使用せず除去する工法



※より詳細な手順はマニュアルP211を参照。

ーケイ酸カルシウム板第一種を除去する工法

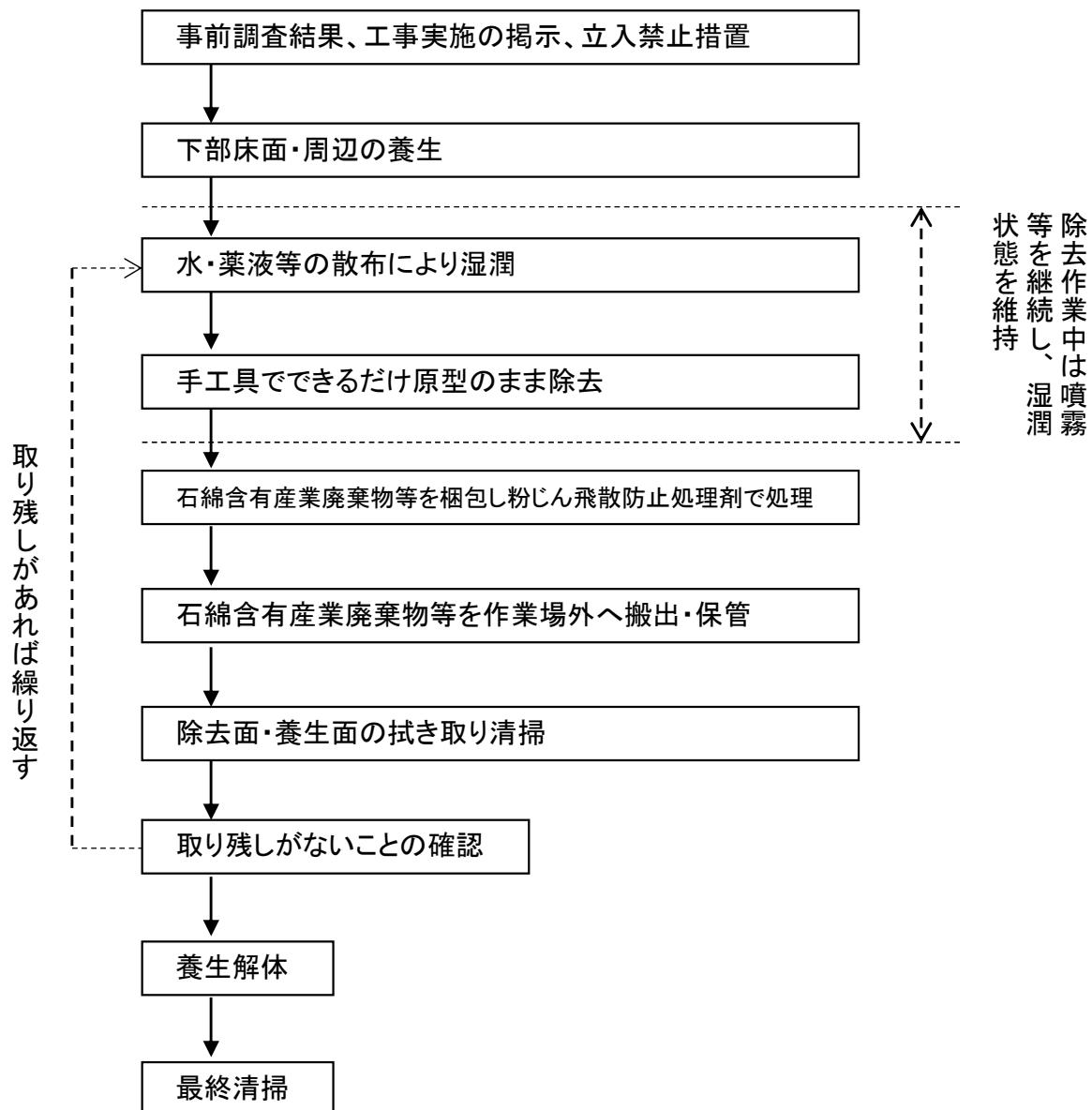


※より詳細な手順はマニュアルP186を参照。

※「隔離養生」とは、除去面以外を全面的に養生することであり、開口部養生では不十分です。

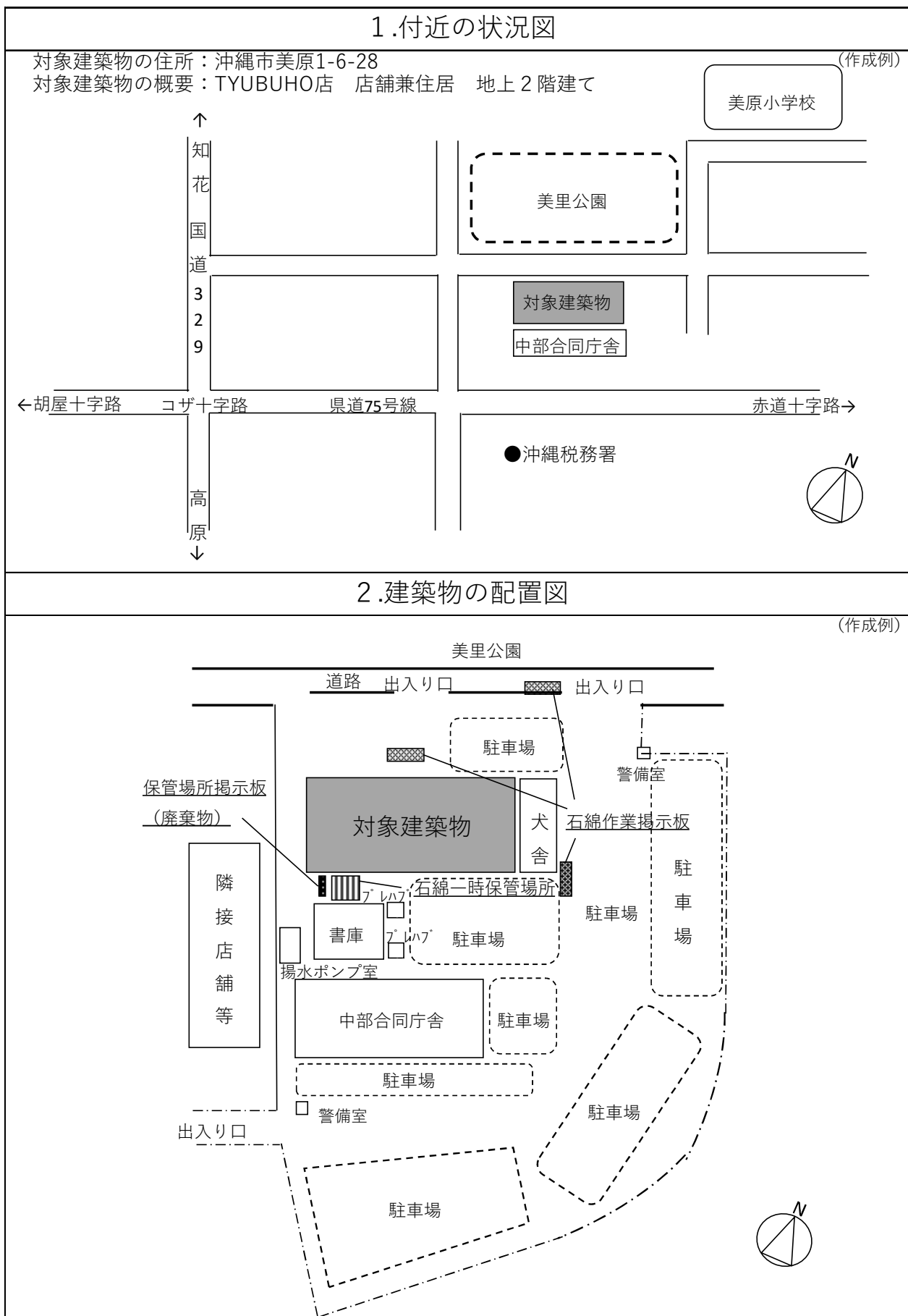
－その他の石綿含有成形板等を除去する工法

(フレキシブルボード、石膏ボード、シーリング、パッキン等)



※より詳細な手順はマニュアルP186を参照。

※接着剤除去に関する工法は当該工法に区分されますが、電動工具を用いる場合は仕上塗材の工法に準じた対策が必要です。



作例 12 (表面)

様式第 3 の 4

事前調査結果報告書

2022年9月25日

中部保健所長 殿

報告者は元請業者でなければなりません

報告者 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
保健所記入例株式会社
代表取締役 記入 例太郎

担当者の連絡先（携帯番号）を入力してください

電話番号 090-●●●●-●●●●
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第 18 条の 15 第 6 項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	中部保健所 所長 中部 保太郎 〒904-2155 沖縄市美原 1 丁目 6 番 28 号		
解体等工事の場所	〒904-2155 沖縄市美原 1 丁目 6 番 28 号		
解体等工事の名称	中部保健所解体工事	実際の工事予定日を記入してください（契約書に依らず）	
解体等工事の概要	建築物の解体		
解体等工事の実施の期間	自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 1 月 31 日	※整理番号	
特定粉じん排出等作業の 開始時期	2022 年 10 月 頃	※受理年月日	年 月 日
建築物等の設置の工事に着 手した年月日	1990 年 4 月 1 日	※審査結果 石綿建材除去に作業に係る期間 ※なるべく記入するようにして ください	
建築物等の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他) (木造・RC 造・S 造・その他)	○新築工事の着工日 ○平成18年9月以降の建物である ことが確認できれば結構です	
	延べ面積 500 m ²		
	階数 (地上 3 階、地下 1 階 その他工作物		

作例 12 (裏面)

建築物の解体工事の場合記入してください

建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修の場合記入してください

解体の作業の対象となる床面積の合計	500 m ²
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計	
事前調査を終了した年月日	2022 年 9 月 1 日
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏 名 株式会社石綿記入例 石綿 健司 講習実施機関の名称 (一般・特定・一戸建て等・その他)
分析による調査を行った箇所	外壁塗装、床タイル・接着剤、天井ボード類、建具廻り
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	株式会社記入例分析センター 記入 例子

未入力の場合、保健所から確認の連絡がある場合があります

○建材自体が使用されていない場合はチェックを付けないでください
○「分析による調査を行った箇所」は必ずチェックしてください

建築物の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視	②設計図書等(④を除く。)	③分析	④建築材料製造者による証明	⑤建築材料の製造年月日
吹付け材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
保温材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
煙突断熱材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
仕上塗材	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スレート波板	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スレートボード	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
パルプセメント板	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ビニル床タイル	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐
窯業系サイディング	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
石膏ボード	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☒
ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐
その他の材料	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

例：巾木、シーリング、床材の接着剤

目視とはaマークや商品名、製造番号等を確認することによりアスベスト含有の判断ができたものです

石綿使用なし記入例 ※揭示サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称：中部保健所解体工事		元請業者（解体等工事の施工者かつ調査者）	
調査終了年月日		氏名又は名称(法人)あつては代表者の氏名	
看板表示日		保健所記入例株式会社 代表取締役 記入 例太郎	
解体等工事期間：令和4年10月1日～令和4年1月31日		住所 那覇市泉崎1丁目2番2号	
調査方法の概要（調査箇所）			
【調査方法】 書面調査、現場調査、分析調査			
【調査箇所】 建築物全体 1～3階			
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）			
特定工事に該当しません。			
【石綿なし】			
外壁（ベージュ色）	塗装・下地調整剤	③	氏名又は名称及び住所 書面調査・試料採取を実施した者 ① 一般建築物石綿含有建材調査者 氏名 琉球太郎 住所：那覇市泉崎1丁目2番2号 分析を実施した者 ② 株式会社記入例分析センター 代表取締役 記入 例 氏名 分析 太郎 登録番号 ●●●● 住所：那覇市泉崎1丁目2番2号
外壁（緑色）	塗装・下地調整剤	③	
1階 軒天	フレキシブルボード	③	
1～3階 トイレ天井	フレキシブルボード	③	
1～3階 ビニル巾木	③		
1～3階 執務室・廊下天井	ロックウール吸音板	③	氏名又は名称及び住所 書面調査・試料採取を実施した者 ① 一般建築物石綿含有建材調査者 氏名 琉球太郎 住所：那覇市泉崎1丁目2番2号 分析を実施した者 ② 株式会社記入例分析センター 代表取締役 記入 例 氏名 分析 太郎 登録番号 ●●●● 住所：那覇市泉崎1丁目2番2号
1～3階 執務室・廊下床	Pタイル・接着剤	③	
外壁（緑色）	塗装・下地調整剤	③	
外壁 建具廻りシーリング	③		
屋上 ポリウレタン系防水材料	③		
その他事項			
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日			

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業（届出非対象）記入例 ※揭示サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注）}
 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：中部保健所解体工事

調査終了年月日		令和	4 年	9 月	4 日	発注者または自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 中部保健所 所長 中部 保太郎
看板表示日		令和	4 年	10 月	1 日	
解体等工事期間		令和	4 年	10 月	1 日	
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間		令和	4 年	10 月	5 日	
調査方法の概要（調査箇所）		調査方法の概要（調査箇所）				
【調査方法】		書面調査、現場調査、分析調査				
【調査箇所】		建築物全体 1～3 階				
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）						
【石綿含有あり】 外壁（ベージュ色） 下地調整剤 クリソタイル 1階 軒天 フレキシブルボード クリソタイル 1～3階 ビニル市木接着剤 クリソタイル 1～3階 トイレ天井 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 外壁（緑色） 塗装・下地調整剤 ③ 屋上 ポリウレタン系防水材 ③ 1～3階床 Pタイル・接着剤 ③						
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法		石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法				
石綿含有成形板等		☐ 除去 ☐ 封じ込め ☐ 囲い込み ☐ その他 石綿含有成形板等 フレキシブルボードはできるだけ原型のまま取り外すが、困難な場合は下部床面を養生し、水により湿潤状態を維持しながら除去。除去後は取り残しが無いことの確認を行う。				
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		HEPAフィルタ付き集じん機、粉じん飛散防止処理剤、デイスクサンダー 養生シート（厚さ0.15mm）、養生テープ 等				
使用する資材及びその種類		HEPAフィルタ付き集じん機、粉じん飛散防止処理剤、デイスクサンダー 養生シート（厚さ0.15mm）、養生テープ 等				
備考：その他の条例等の届出年月日		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日				

その他事項

調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す
 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
 ⑤材料の製造年月日

注）工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

様式第3の 5

特定粉じん排出等作業実施届出書

中部保健所長 殿

年 月 日

沖縄市美原1丁目6番28号

届出者 中部保健所 所長 中部 保太郎

098-●●●●-●●●●●●

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	沖縄市美原1丁目6番28号 (届出対象特定工事の名称) 中部保健所解体工事		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏	保健所記入例株式会社 代表取締役 記入 例太郎 那覇市泉崎1丁目2番2号		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 1 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 2022年 10月 5日 至 2022年 10月 31日	※整理番号	
		※受理年月日	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 ② 石綿を含有する断熱材 ③ 石綿を含有する保温材 ④ 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	20 m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他) 延べ面積 300m ² (3階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	保健所記入例株式会社 現場代理人 現場 太郎 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-●●●●-●●●●●●	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社石綿記入例 現場代理人 石綿 健司 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-●●●●-●●●●●●	

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。

2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

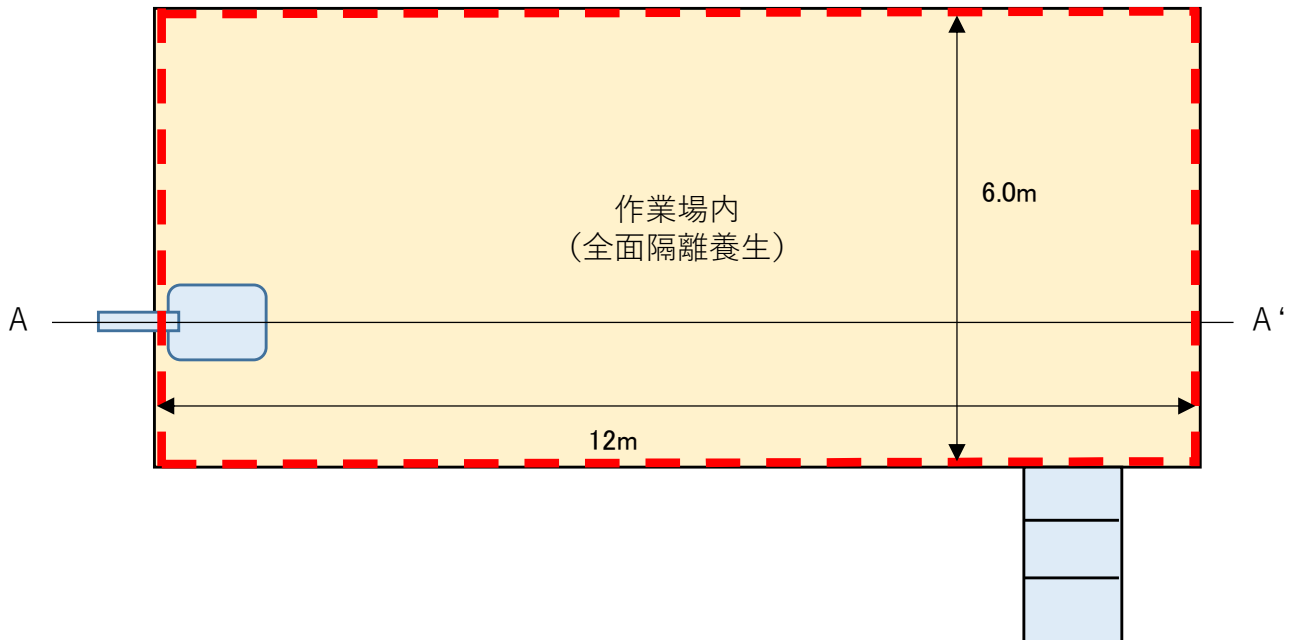
特定粉じん排出等作業における措置		除 去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものではないときは、その理由		非該当
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	2
	排気能力（ m^3/min ）	60 m^3/min （1時間当たり換気回数 4回）
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率（%）	HEPAフィルタ 99.97%以上
使用する資材及びその種類		HEPAフィルター付き集じん機、粉じん飛散防止処理剤、ディスクサンダー、養生用シート（厚さ0.15mm）、養生テープ等
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		非該当

- 備考 1 本様式は特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（ m^3 ）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

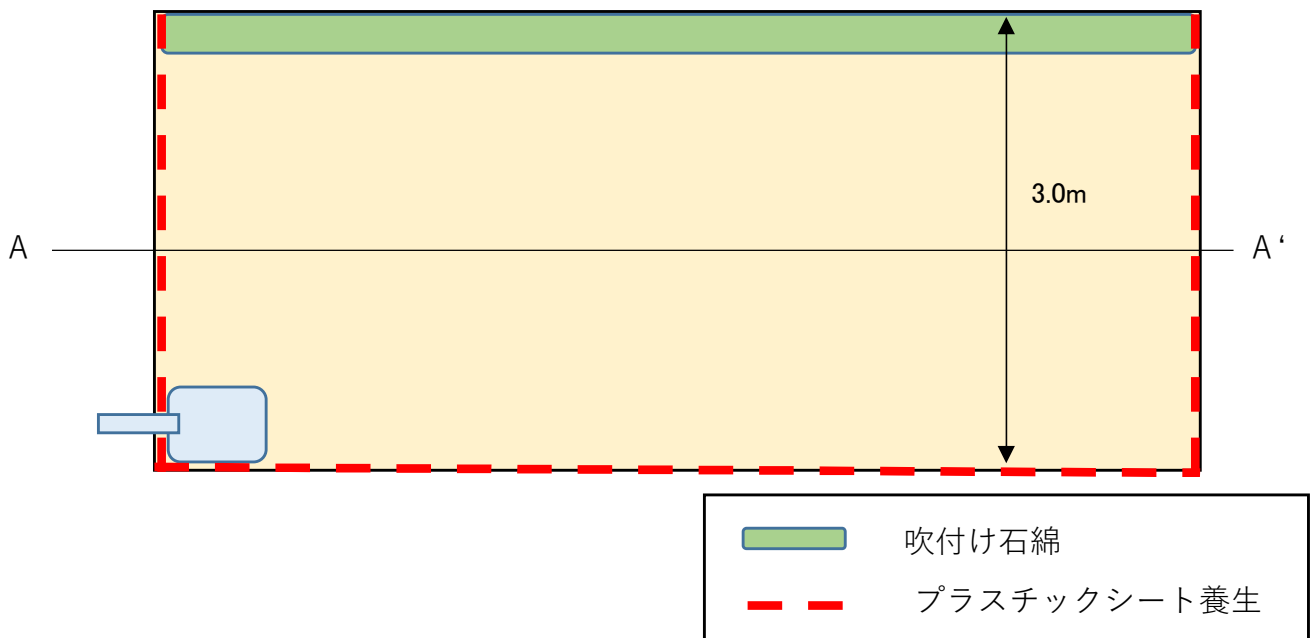
養生平面図・断面図

－吹付け石綿・断熱材等を負圧隔離で除去する工法

立体駐車場（平面図）



立体駐車場（断面図）

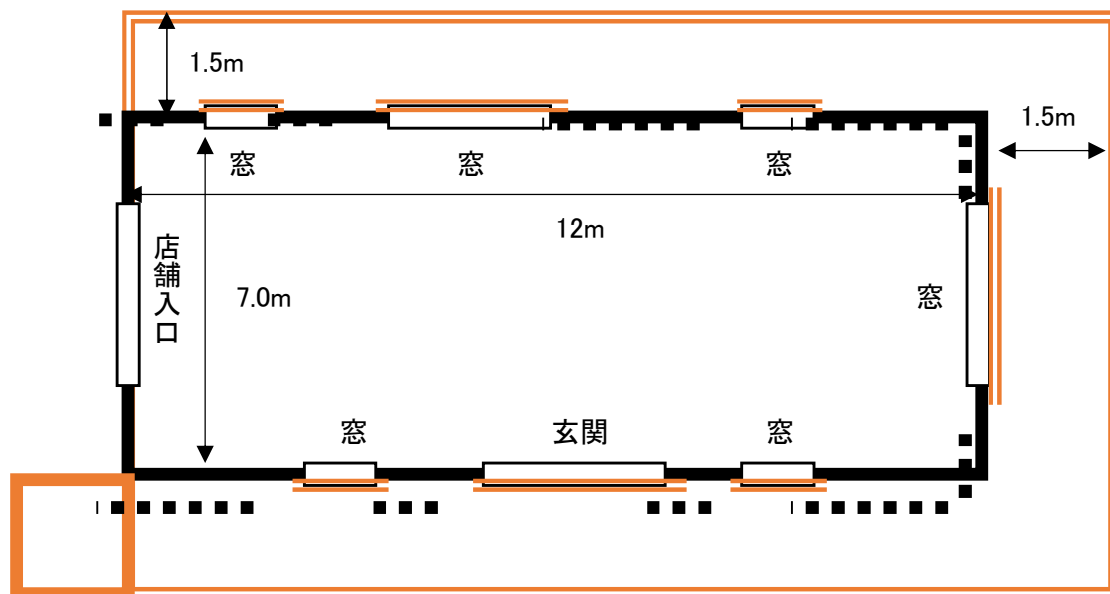


- ❑ 吹付け石綿等が使用されている箇所（天井）以外の全面（床・壁）及び外部への開口部（換気扇・排水口など）をプラスチックシートで養生し、外部と隔離する。
- ❑ 作業場出入り口には3室構成のセキュリティゾーンを設置する。

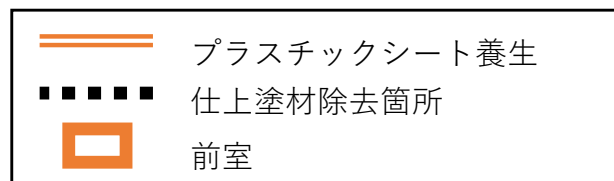
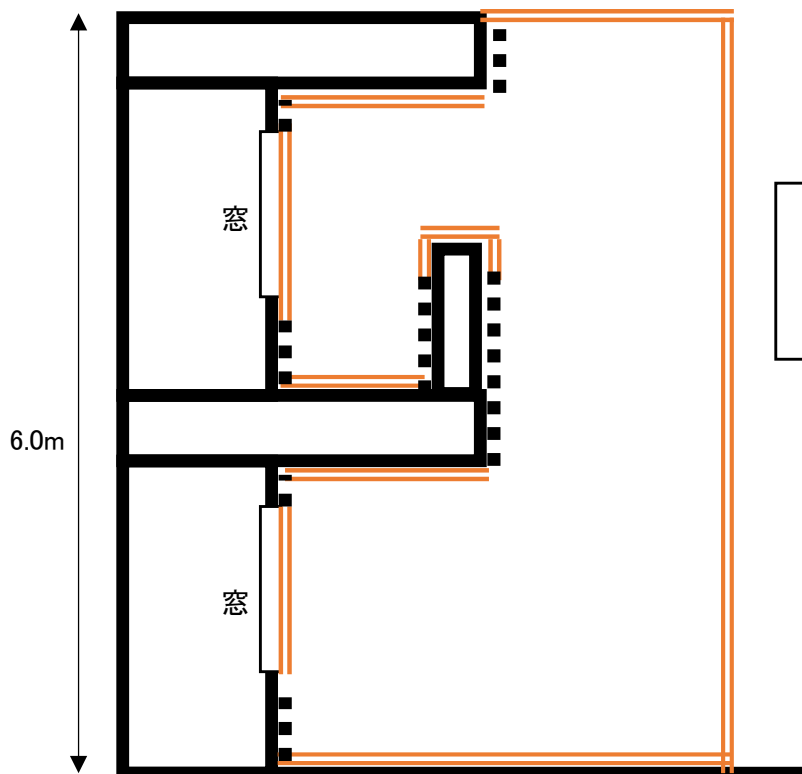
養生平面図・断面図

ー仕上塗材を電気グラインダー等を使用して除去する工法

(平面図)



(断面図)

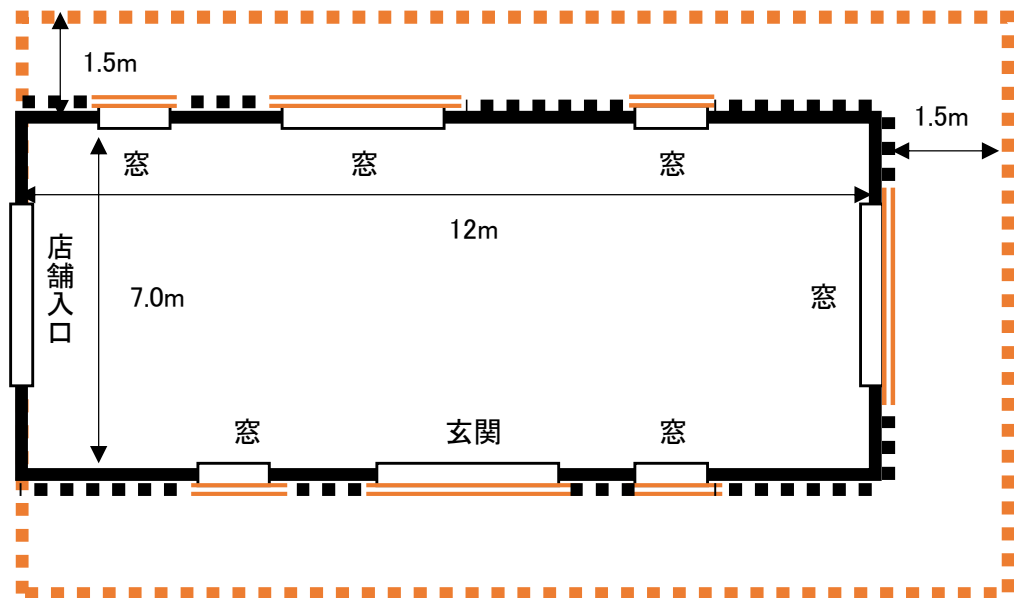


- 仕上塗材が使用されている箇所（壁面）以外の全面（床・上部・側面）をプラスチックシートで養生し、外部と隔離する。
- 作業場出入り口には前室を設置し、プラスチックシートをのれん状に垂らす。

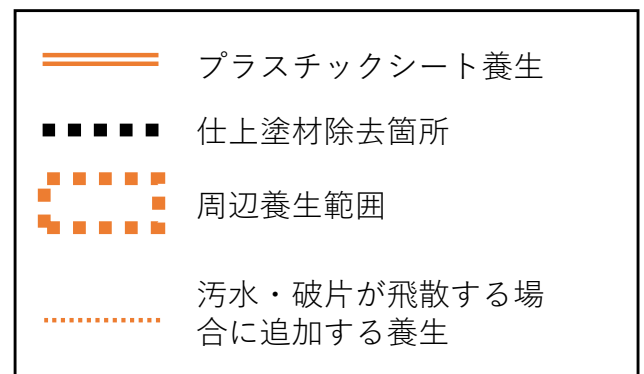
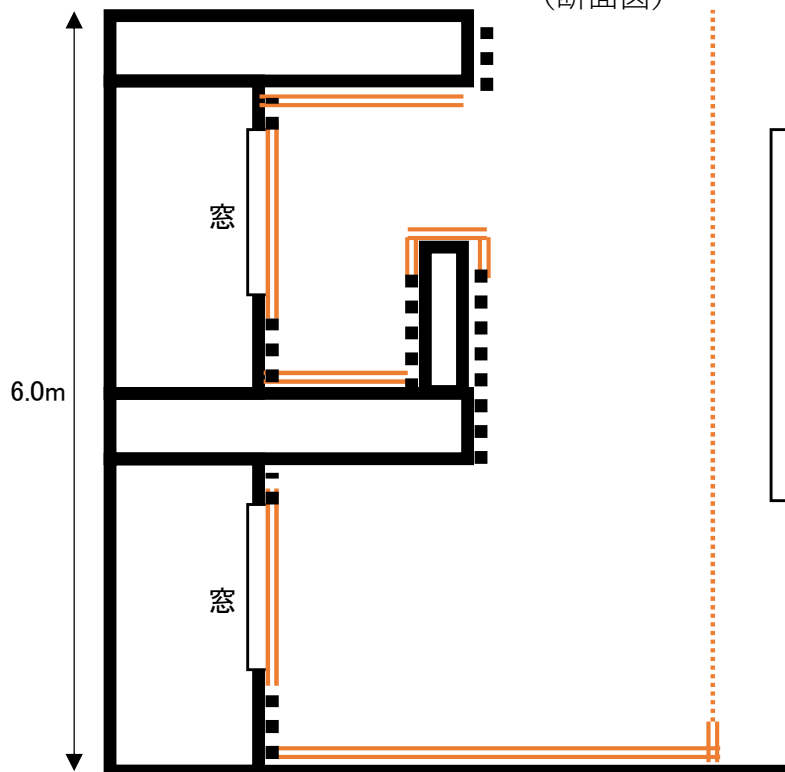
養生平面図・断面図

ー仕上塗材を電気グラインダー等を使用せず除去する工法

(平面図)



(断面図)

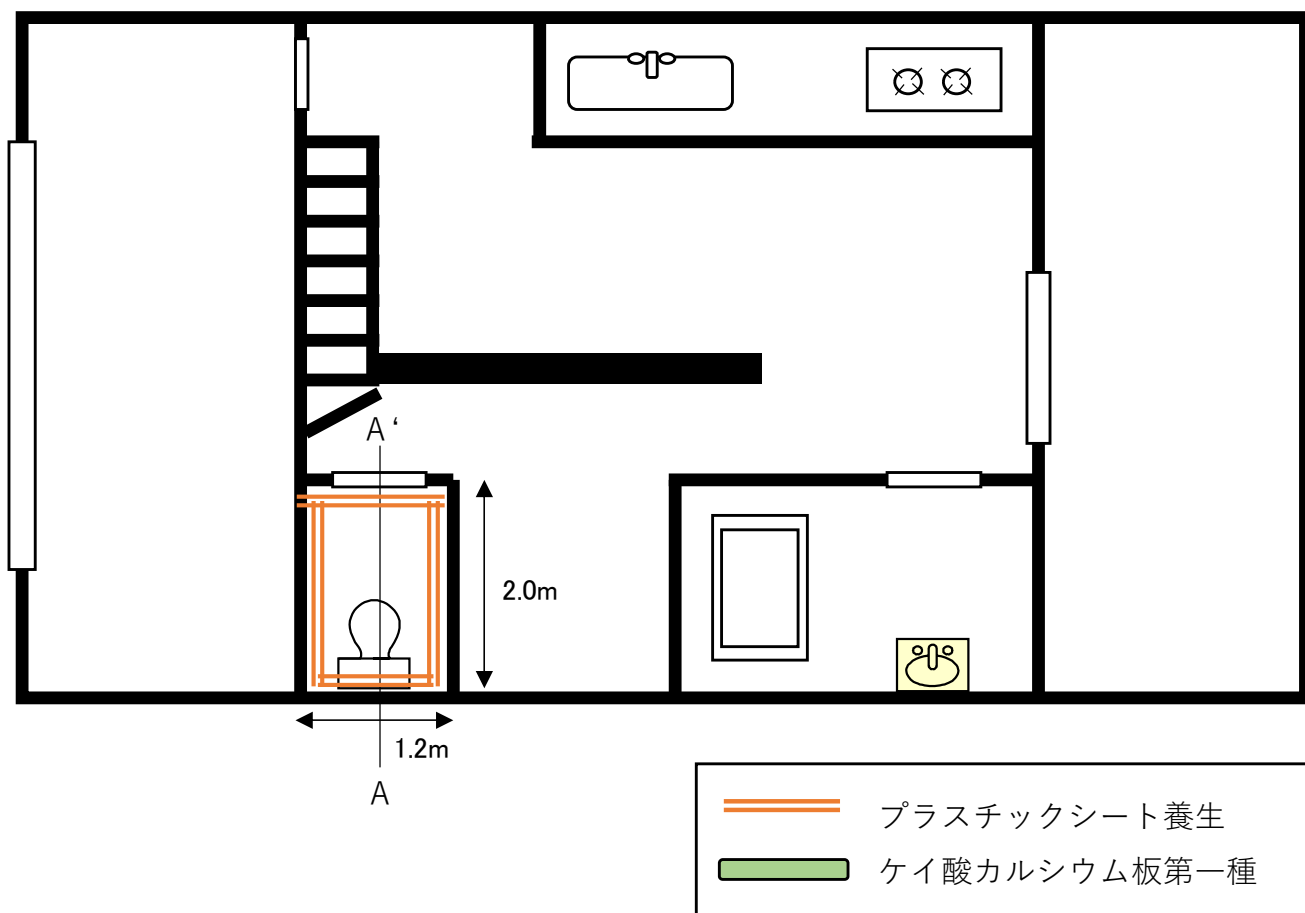


- 仕上塗材が使用されている箇所（壁面）の下部や、湿潤により発生する汚水、除去作業時の破片・汚泥が飛散・落下する範囲を養生する。

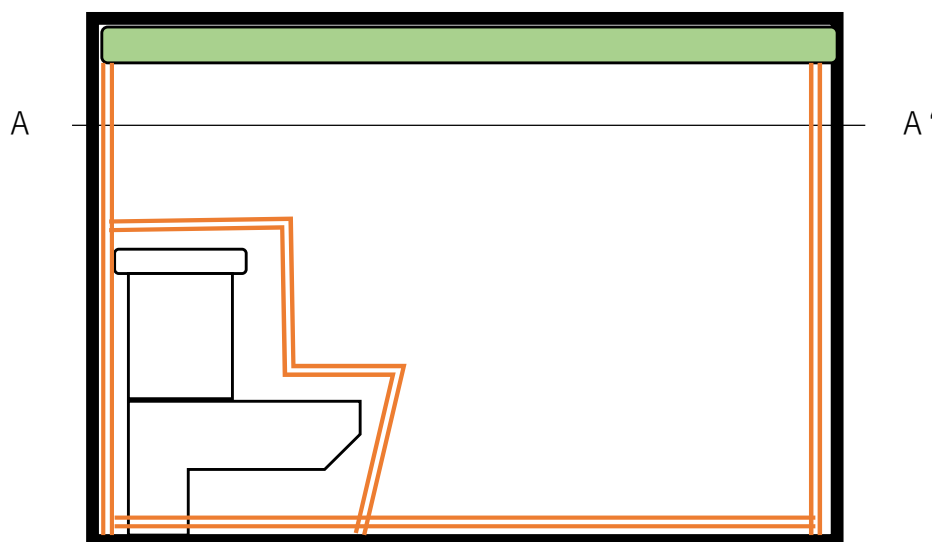
養生平面図・断面図

ーケイ酸カルシウム板第一種を除去する工法

(平面図)



(断面図)

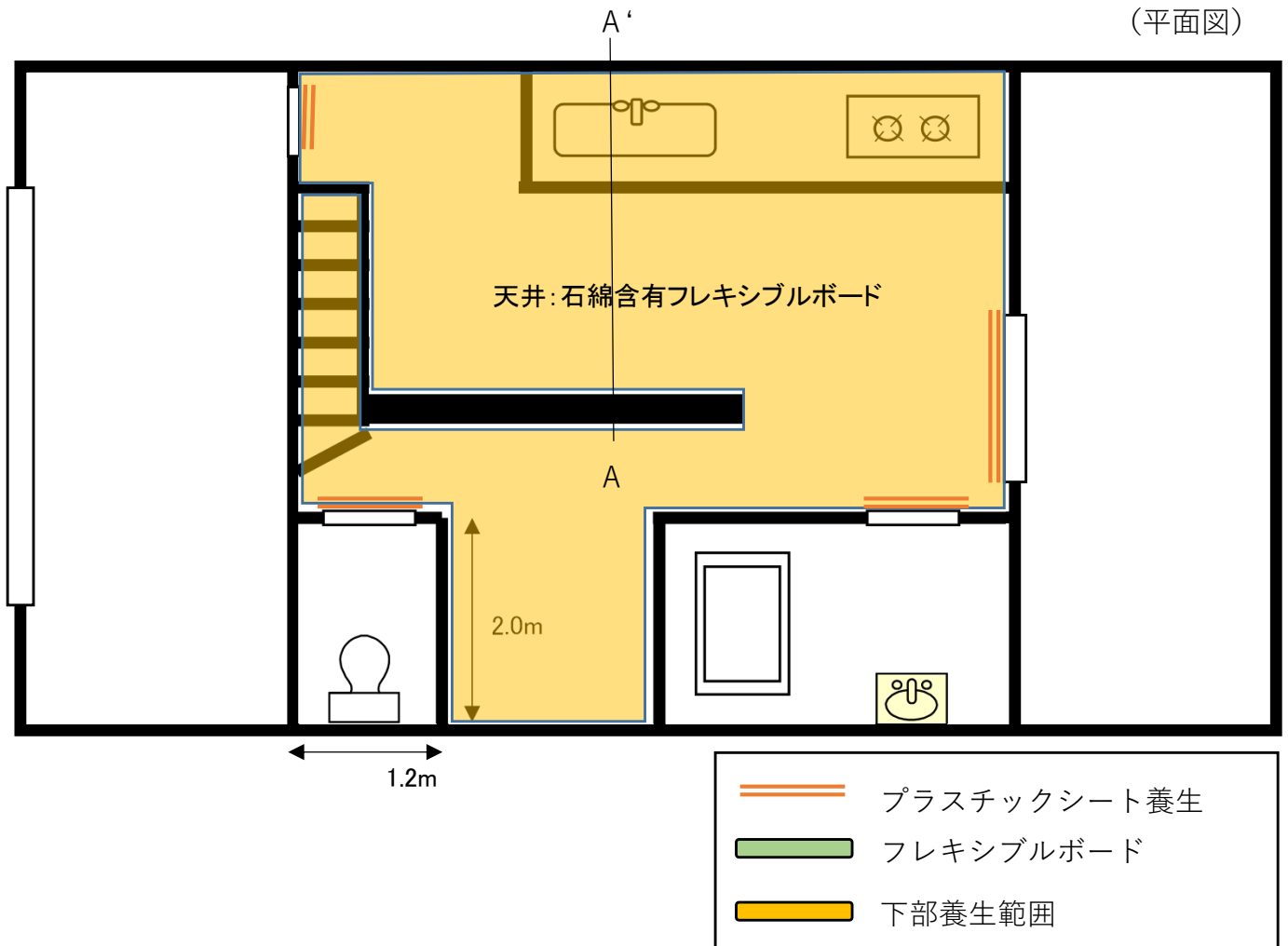


- ケイ酸カルシウム板第一種が使用されている箇所（天井）以外の全面（床・壁）及び、清掃の妨げとなる設置物の周囲（トイレ便器等）をプラスチックシートで養生する。
- 作業場出入り口にはプラスチックシートをのれん状に垂らす。

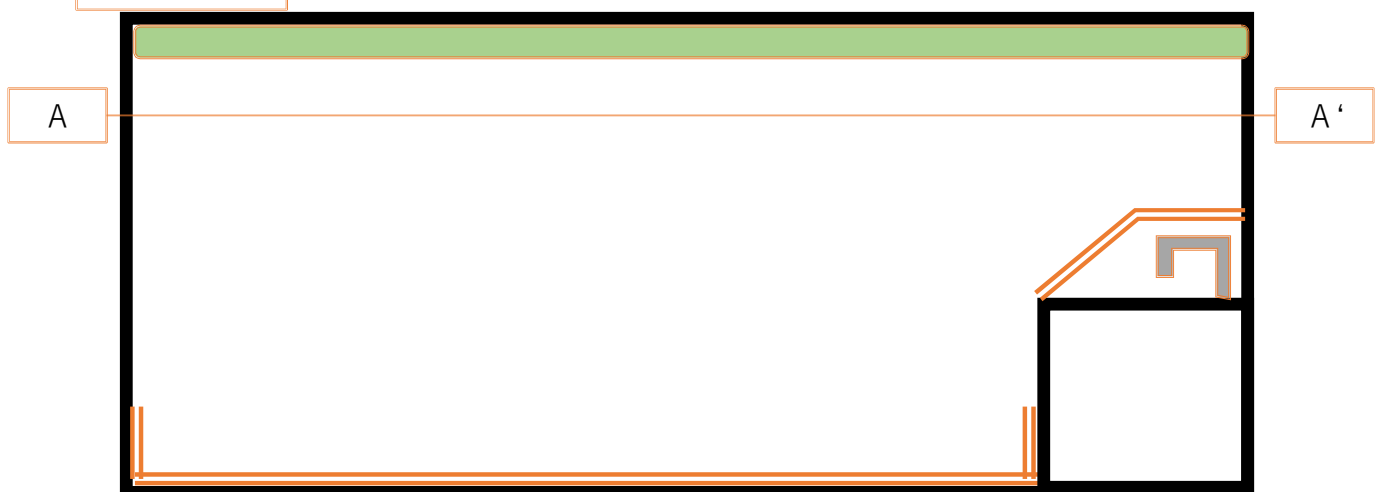
養生平面図・断面図

－その他の石綿含有成形板等を除去する工法

(平面図)



(断面図)



- フレキシブルボードが使用されている箇所（天井）の開口部、下部（床）及び清掃の妨げとなる設置物の周囲（台所シンク等）等をプラスチックシートで養生する（清掃が確実に出来るよう、現場に応じた養生を行う）。
- 床面の端は、汚水が流出しないように立ち上がりを作る。

(1) H E P Aフィルタ付き集じん・排気装置の性能

High : 250m³/hrLow : 100m³/hr

(2) 作業場・セキュリティゾーンの体積計算

作業場体積

$$= \text{床面積} \times \text{高さ} = 80\text{m}^2 \times 3\text{m} = 240\text{m}^3$$

セキュリティゾーン体積

$$= \text{幅} \times \text{奥行} \times \text{高さ} = 1\text{m} \times 3\text{m} \times 2\text{m} = 6\text{m}^3$$

全体体積 = 作業場体積 + セキュリティゾーン体積

$$= 240\text{m}^3 + 6\text{m}^3$$

$$= 246\text{m}^3$$

(3) H E P Aフィルタ付き集じん・排気装置の設置台数計算

作業場内の空気を、1時間に4回換気できる能力を確保する。

$$\text{必要な換気能力} = \text{全体体積} \times 4 = 246\text{m}^3 \times 4 = 984\text{m}^3$$

$$\text{必要な設置台数} = \text{必要な換気能力} \div \text{集じん・排気装置1台の換気能力}$$

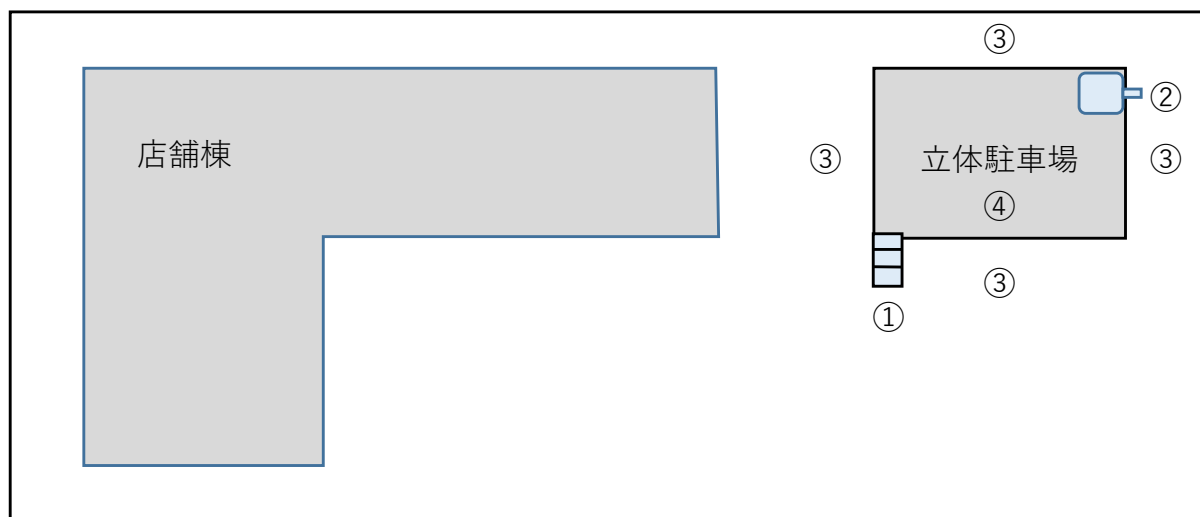
$$= 984\text{m}^3 \div 250\text{m}^3/\text{hr}$$

$$= 3.936$$

→ 4台をHighで稼働すれば必要な能力を確保できる。

(1) 測定時期・箇所・条件・管理指標

測定時期	測定箇所	測定 点数	測定流 量 (L/min)	測定 時間 (min)	採気 量 (L)	管理 指標 (f/L)
作業中	①セキュリティゾーン入口	1	5	120	600	1未満
	②集じん・排気装置の排気口	1	5	120	600	1未満
	③施工区画の外周	4	10	240	2400	1未満
養生解体前	④作業場内	1	5	240	2400	1未満



(敷地平面図)

(2) 測定結果が管理指標を超過した場合の対応

測定時期	測定箇所	管理指標超過時の対応
作業中	①セキュリティゾーン入口	☐ 作業中に判明した場合、作業を一時停止して原因調査・改善措置を講じ、粉じんの漏えいが無くなったことを確認してから再開する ☐ 保健所に連絡し、指導を受ける ☐ 周辺住民等に漏えい事実の説明を行う
	②集じん・排気装置の排気口	
	③施工区画の外周	
養生解体前	④作業場内	☐ 作業場内の清掃・換気等を行い、再度測定する ☐ 管理指標を下回るまで測定・清掃等を繰り返す

参考. 石綿濃度測定について

(1) 測定の必要性について

吹付け石綿・断熱材等を除去する作業（切断等を行わず原型のまま取り外す作業を除く）の際、石綿が一般大気中へ飛散するおそれがないよう確認することが重要です。

特定粉じん排出等作業基準では、吹付け石綿・断熱材等を負圧隔離で除去する場合、負圧養生作業場内の総繊維数濃度の測定が義務付けられていることから、当該作業を行う場合は必ず総繊維数濃度の測定を行う必要があります。

一方で、当該作業以外の除去作業でも、飛散防止対策の効果検証や改善を目的に石綿濃度を測定することは大変有意義なことから、電気グラインダー等の電気工具を用いた仕上塗材などの除去作業時における石綿濃度の測定についても推奨しています。

(2) 測定計画

測定する時期	測定箇所※1
作業中※2	セキュリティゾーン入口
	集じん・排気装置の排気口
	施工区画の外周
養生解体前※3	作業場内

※1 工区が複数ある場合は、工区ごとに測定を行います。

※2 除去等作業の初日に測定を行うことにより、効果的で速やかな飛散防止対策を講じることができます（推奨）。

※3 作業場内を清掃して集じん・排気装置を1.5時間以上稼働させ、作業場内に飛散する粉じん濃度が十分低下したと考えられる時点で実施します。また、分析後、一般大気環境中と同等であることを確認してから養生を解体してください。

(3) 評価方法

漏えい監視の観点からの目安は、石綿繊維数濃度 1 本/Lとすることが適当です。

「特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことの確認」

☐ 総繊維数濃度の測定を行い、一般大気環境と同程度の総繊維数濃度になっていることを確認。

☐ 集じん・排気装置を稼働させた状態で、集じん・排気装置の吸入入口付近において、位相差顕微鏡法（PCM法）又は繊維状粒子自動計測器により計測を行う。

特定粉じん排出等作業完了報告書

年 月 日

(発注者)

中部保健所 所長 中部 保太郎 様

保健所記入例株式会社

(元請業者) 法人名 代表取締役
代表者氏名 記入 例太郎

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

- 対象建築物の名称及び所在地

中部保健所 沖縄市美原1丁目6番28号

- 除去等作業を行った者

株式会社石綿記入例 代表取締役 石綿 除去太郎

- 作業の概要

別添「作業報告写真一式」

2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

- 確認年月日

2022年10月31日

- 確認者の氏名

石綿 健司

- 確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等

3. 特定粉じん排出等作業の完了

- 完了年月日

2022年10月31日

4. 申し送り事項

- 異常時の対応

外壁下地調整剤除去時に、強風により養生の一部損壊があり、作業を停止して修繕した。

- 計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

強風時の対応をしやすいくするため、隔離養生を3区画に分割した。

異常時の対応、計画と異なる対応をおこなった場合は必ず記載してください。

この書面の説明を受けました。

発注者氏名 中部保健所 所長 中部 保太郎

年 月 日

参考. 記録・説明・計画・備え付け書類の早見表

	事前調査 説明書	調査結果 ・根拠	資格者 情報	付近の 状況図等	作業方法 説明書	作業区画 平面図等	工程表
事前調査の 記録	◎ ○	○	○	○			
発注者への 事前調査結 果説明	● ○	● ○	● ○	○	○	○	○
作業計画	○			○	○	○	○
備え付ける 書類	○	○	○	○			

◎：設計図書等で設置年月日等が平成18年9月以降と確認できた場合

●：石綿無しの場合

15. 報告・届出先及び問い合わせ窓口一覧

市町村	管轄	連絡先
国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	【自治体】沖縄県 【窓口】沖縄県 保健医療介護部 北部保健所	〒905-0017 沖縄県名護市大中2-13-1 電話：0980-52-2636（生活環境班） FAX：0980-53-2505
恩納村、宜野座村、金武町、うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市	【自治体】沖縄県 【窓口】沖縄県 保健医療介護部 中部保健所	〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-28 電話：098-989-6610（環境保全班） FAX：098-938-9779
浦添市、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村、豊見城市、南風原町、南城市、与那原町、八重瀬町、糸満市、西原町	【自治体】沖縄県 【窓口】沖縄県 保健医療介護部 南部保健所	〒901-1104 沖縄県南風原町字宮平212 電話：098-889-6846（環境保全班） FAX：098-888-1348
宮古島市、多良間村	【自治体】沖縄県 【窓口】沖縄県 保健医療介護部 宮古保健所	〒906-0007 沖縄県宮古島市平良東仲宗根476 電話：0980-72-3501（生活環境班） FAX：0980-72-8446
石垣市、竹富町、与那国町	【自治体】沖縄県 【窓口】沖縄県 保健医療介護部 八重山保健所	〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438 電話：0980-82-3243（生活環境班） FAX：0980-83-0474
那覇市	【自治体】那覇市 【窓口】那覇市 環境保全課	〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1 電話：098-951-3229 FAX：098-951-3230